

建産連ニュース

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

'06/10

No. 110



黒目川（朝霞市提供）

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

「黒目川の桜並木」

市内中央部を流れる黒目川は、憩いの場として多くの市民に親しまれ、桜の咲くころには大勢の市民が訪れます。また、川に親しむイベントなどが開催され、子どもから高齢者まで多くの方が参加して行われていて、のどかな川の風景が愛されています。

◆ 卷 頭 言	(社)埼玉県空調衛生設備協会	2
◆ 行政情報		
1. 県内公立学校施設の耐震化の状況について	3	
2. さいたま市地球温暖化対策地域推進計画の策定について	9	
3. 日東地区まちづくり基本構想について	15	
◆ シリーズ特集	「21世紀を展望したまちづくり」その107 ——朝霞市——	19
◆ 連合会の動き		
1. 全国府県建産連会長会議	26	
2. 理事会・委員会報告	27	
3. 建設業経営講習会開かれる	29	
4. 彩の国建設産業構造改善推進の集い開かれる	29	
◆ 連 載	愛すべき土木の人たち(その4) ——市川正三——	30
◆ 告 知 板		
1. 秩父みどりが丘工業団地について	35	
2. 「埼玉県NPO基金」の「団体希望寄附金制度」創設について	36	
◆ 建産連だより		
会員団体の動き	40	
◆ 連合会日誌		42

卷頭言

天災は忘れる前にやってくる



有山 賢市

(社)埼玉県空調衛生設備協会は、昭和33年10月に埼玉県水交会として7社で発足し、昭和53年9月に「社団法人埼玉県空調衛生設備協会」として37社で埼玉県知事から許可を得、現在に至っております。平成18年8月現在、正会員58社、第1種賛助会員11社、第2種賛助会員25社で運営しております。当協会の目的は、建築設備工事に関する諸問題の調査及び研究を通して設備工事業の適正な運営及び健全な発展を図り、もって生活環境の浄化及び社会福祉の向上に寄与することあります。具体的には、技術革新に対する研究会、県立高校等への講師の派遣、各種業界団体と連携した次世代への建築設備の啓蒙など様々な社会的責任のある活動を行ってきております。

さて、「天災は忘れた頃にやってくる」という有名な警句があります。しかし、最近は、「天災は忘れる前にやってくる」感じがします。外国では、大津波により未曾有の23万人を超える死者・行方不明者を出した平成16年12月のスマトラ島沖大地震に続いて、昨年10月にはパキスタン北部で大地震が発生、約7万3,000人が亡くなっています。国内では、犠牲者が6,400人を超えた阪神淡路大震災から11年が経ち、復旧、復興がようやく整いつつある中、一昨年10月には新潟県中越地震が発生し、ここでも51人（震災後1年の認定死亡者数）の尊い命が失われています。ちなみに、政府の地震調査委員会が昨年3月に発表した「地震動予測地図」によると、北海道北部や山陰などを除き、ほぼ日本全域が30年以内に震度5弱以上の地震に見舞われる可能性が26%以上に跳ね上がっており、大変心配な状況になってきております。

こうした中、当協会は、埼玉県内の自然災害に緊急かつ的確に対応できるように本年3月に埼玉県と防災協定を締結し、さらに4月には県庁の関係各課と防災協定を実施するための細目協定を締結いたしました。これらの協定の内容は、地震等の自然災害発生時に、県の機関からの要請に応じて、会員である事業者が県の管理する施設の給排水衛生設備及び空調設備の調査・報告及び応急措置・応急復旧工事を実施するというものです。

当協会会員一同は、もしものとき一丸となり、全力で安全、安心な県民生活を守るために惜しみない努力をいたしてまいる所存でございますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

〈(社)埼玉県空調衛生設備協会 会長〉

行政情報 1

県内公立学校施設の耐震化の状況について

埼玉県 教育局教育総務部 財務課

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、子どもたちの生命の安全を守るために、その安全性を確保することが必要不可欠である。また、災害発生時には、地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たすことからも、その耐震性の確保は喫緊の課題となっている。

1 県内公立学校施設の耐震化の現状

文部科学省において、公立学校施設の耐震化の状況を把握するため、「公立学校施設の耐震改修状況調査」が行われてきたが、過日、平成18年4月1日現在の調査結果がまとまり、公表されたところである。

なお、小中学校については、今回初めて設置者（市町村等）ごとに公表されている。

【調査結果の概要】

① 小中学校

県内公立小中学校の耐震診断実施率（注1）については、対象となる昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建物（2,977棟）のうち86.8%（2,583棟）となっており、全国平均の67.9%を上回っている。一方、耐震化率（注2）については、耐震性のある建物は全体（4,218棟）の48.7%（2,053棟）に過ぎず、全国平均の54.7%を下回っている状況である（表1）。

なお、各市町村の状況を比較すると、特に、耐震化率については進捗率に差が見られ、当該地方公共団体の財政力等の差異により、大きな地域間格差が生じているのが現状である（表2）。

（注1）旧耐震基準（昭和56年以前建築）建物のうち耐震診断実施済棟数の割合

（注2）全建物のうち、耐震性がある棟数（昭和57年以降建築の棟及び、昭和56年以前建築で補強済みの棟）の割合

表1 県内公立小中学校の耐震化の状況

（単位：棟）

	全棟数 (A)	S57 以降 (B)	S56 以前 (C)	S56 以前 の 割合 (C/A)	耐震 診断 実施 棟数 (D)	耐震 診断 実施 率 (D/C)	工事 実施 済 棟数 (E)	工事 実施 率 (E/C)	耐震 化率 (B+E) /A
校舎	3,090	882	2,208	71.5%	1,999	90.5%	724	32.8%	52.0%
屋体	1,128	359	769	68.2%	584	75.9%	88	11.4%	39.6%
県計	4,218	1,241	2,977	70.6%	2,583	86.8%	812	27.3%	48.7%
全国	130,976	47,912	83,064	63.4%	56,359	67.9%	23,769	28.6%	54.7%

表2 県内公立小中学校の耐震化の状況（市町村別）

番号	市町村名	全棟数	S57以降の建物	S56年以前の旧耐震基準で設計されたものうち、補強済等	耐震化率 %	順位			S56年以前の旧耐震基準で設計されたものうち、補強済	耐震化率 %	順位		
							A	B	C	(B+C)/A			
1	さいたま市	595	127	76	34.1%	54	38	日高市	43	12	4	37.2%	51
2	川越市	185	58	33	49.2%	38	39	吉川市	36	13	5	50.0%	36
3	熊谷市	146	66	39	71.9%	17	40	ふじみ野市	69	6	23	42.0%	43
4	川口市	213	48	19	31.5%	60	41	伊奈町	20	7	6	65.0%	20
5	行田市	78	41	24	83.3%	10	42	三芳町	25	3	1	16.0%	70
6	秩父市	59	19	1	33.9%	56	43	毛呂山町	26	4	3	26.9%	66
7	所沢市	133	40	8	36.1%	52	44	越生町	13	1	4	38.5%	50
8	飯能市	63	27	13	63.5%	22	45	滑川町	11	2	1	27.3%	65
9	加須市	48	31	16	97.9%	5	46	嵐山町	15	3	5	53.3%	32
10	本庄市	62	23	3	41.9%	44	47	小川町	33	18	1	57.6%	27
11	東松山市	60	38	7	75.0%	14	48	ときがわ町	13	4	0	30.8%	61
12	春日部市	132	37	8	34.1%	55	49	川島町	20	9	8	85.0%	9
13	狭山市	107	27	24	47.7%	39	50	吉見町	21	9	8	81.0%	12
14	羽生市	40	22	14	90.0%	6	51	鳩山町	17	6	0	35.3%	53
15	鴻巣市	87	31	20	58.8%	26	52	横瀬町	10	1	2	30.0%	62
16	深谷市	102	46	30	74.5%	16	53	皆野町	18	8	0	44.4%	42
17	上尾市	122	11	24	28.7%	63	54	長瀬町	8	0	0	0.0%	71
18	草加市	102	10	10	19.6%	69	55	小鹿野町	21	4	2	28.6%	64
19	越谷市	161	43	19	38.5%	49	56	東秩父村	9	3	0	33.3%	57
20	蕨市	34	9	0	26.5%	67	57	美里町	12	3	2	41.7%	46
21	戸田市	60	5	22	45.0%	41	58	神川町	19	8	2	52.6%	33
22	入間市	93	35	4	41.9%	44	59	上里町	27	10	5	55.6%	30
23	鴻ヶ谷市	31	5	5	32.3%	59	60	江南町	9	6	2	88.9%	7
24	朝霞市	69	13	26	56.5%	29	61	寄居町	29	13	12	86.2%	8
25	志木市	39	7	14	53.8%	35	62	騎西町	20	7	8	75.0%	14
26	和光市	45	8	22	66.7%	19	63	北川辺町	11	7	0	63.6%	21
27	新座市	70	7	63	100.0%	1	64	大利根町	13	11	2	100.0%	1
28	桶川市	43	8	12	46.5%	40	65	宮代町	29	11	18	100.0%	1
29	久喜市	51	23	5	54.9%	31	66	白岡町	35	14	8	62.9%	23
30	北本市	42	9	5	33.3%	57	67	菖蒲町	26	16	10	100.0%	1
31	八潮市	50	9	2	22.0%	68	68	栗橋町	16	11	2	81.3%	11
32	富士見市	60	16	18	56.7%	28	69	鷺宮町	22	8	3	50.0%	36
33	三郷市	79	21	20	51.9%	34	70	杉戸町	33	13	13	78.8%	13
34	蓮田市	44	14	4	40.9%	48	71	松伏町	16	6	5	68.8%	18
35	坂戸市	73	16	14	41.1%	47	埼玉県 計		4,218	1,241	812	48.7%	
36	幸手市	50	17	13	60.0%	24	全国 計		130,976	47,912	23,769	54.7%	
37	鶴ヶ島市	45	17	10	60.0%	24							

② 高等学校

県内公立高等学校の耐震診断実施率については、対象となる昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建物（477棟）のうち95.4%（455棟）となっており、全国平均の72.0%を上回っている。また、耐震化率についても、耐震性のある建物は全体（681棟）の70.9%（483棟）となっており、全国平均の57.5%を上回っている状況である（表3）。

なお、このうち県立高等学校に限ると、耐震診断実施率は100%、耐震化率は74.6%となっている。

表3 県内公立高等学校の耐震化の状況

(単位：棟)

	全棟数 (A)	S57 以降 (B)	S56 以前 (C)	S56 以前 の 割合 (C/A)	耐震 診断 実施 棟数 (D)	耐震 診断 実施 率 (D/C)	工事 実施 済 棟数 (E)	工事 実施 率 (E/C)	耐震 化率 (B+E) /A
校舎	512	164	348	68.0%	330	94.8%	254	73.0%	81.6%
屋体	169	40	129	76.3%	125	96.9%	25	19.4%	38.5%
県計	681	204	477	70.0%	455	95.4%	279	58.5%	70.9%
全国	31,208	11,828	19,380	62.1%	13,947	72.0%	6,114	31.5%	57.5%

(参考) うち県立高等学校の耐震化の状況

(単位：棟)

	全棟数 (A)	S57 以降 (B)	S56 以前 (C)	S56 以前 の 割合 (C/A)	耐震 診断 実施 棟数 (D)	耐震 診断 実施 率 (D/C)	工事 実施 済 棟数 (E)	工事 実施 率 (E/C)	耐震 化率 (B+E) /A
校舎	456	145	311	68.2%	311	100.0%	254	81.7%	87.5%
屋体	158	34	124	78.5%	124	100.0%	25	20.2%	37.3%
県計	614	179	435	70.8%	435	100.0%	279	64.1%	74.6%

2 安全・安心な学校づくり交付金の創設

公立学校等の施設整備については、従来より、文部科学省の公立文教施設整備費によって国庫負担・補助が行われてきたが、昨年11月30日の三位一体の改革における政府・与党合意において、国庫補助負担金の改革の一環として交付金化の改革を進めることができたこと等を踏まえ、平成18年度から、耐震関連事業を中心に一部交付金化が行われている。

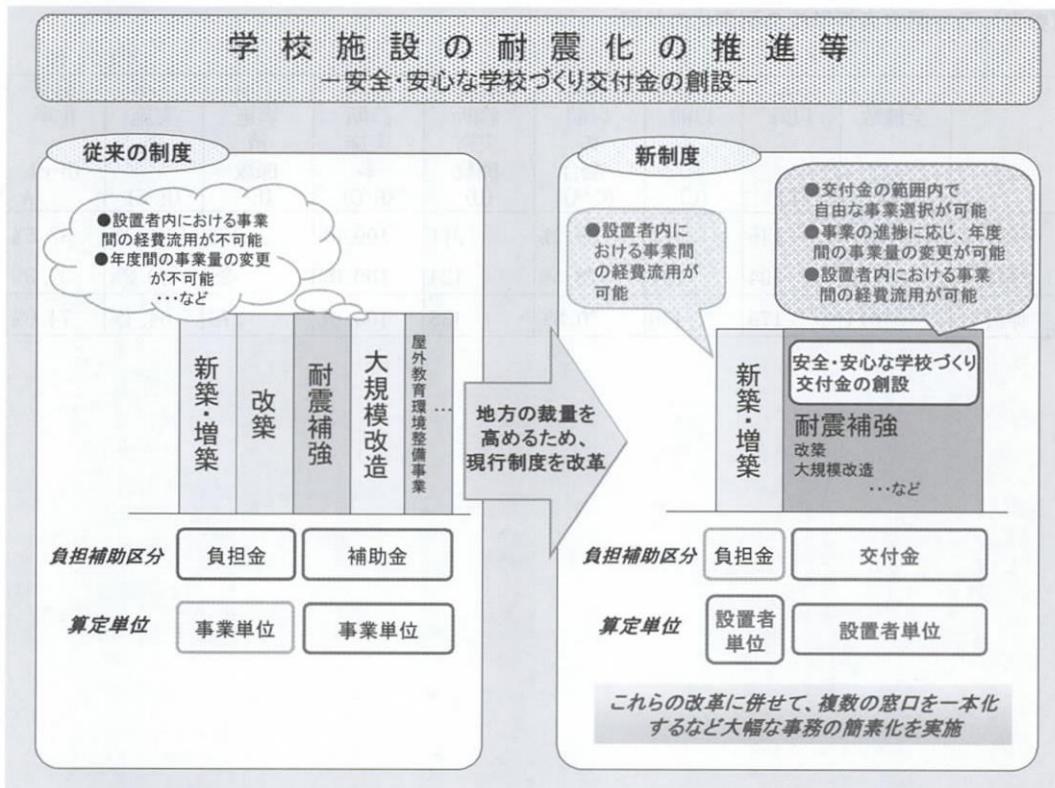
(1) 交付金制度の概要

今回の改正においては、改築、耐震補強などに係る経費については、使い勝手を向上させ、率的な施設整備を推進するため、各地方公共団体ごとに一括して「安全・安心な学校づくり交付金」制度として創設されている（図1）。

この交付金化により、①各地方公共団体が作成する施設整備計画の範囲内で自由な事業選択、②事業の進捗に応じた年度間の事業量の変更、③設置者内における事業間の経費流用が可能とされている。

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、文部科学大臣が作成する施設整備基本方針及び施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成する必要があり、国はこの施設整備計画に基づき、交付金を交付することとされている。

図1 交付金化の概要



(2) 施設整備基本方針等

ア 施設整備基本方針

施設整備基本方針では、公立学校等施設の整備の目標に関する事項として、次の5つの事項を定めている。

- ① 耐震性の確保を図る整備
- ② 防犯対策など安全性の確保を図る整備
- ③ 教育環境の質的な向上を図る整備
- ④ 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備
- ⑤ 施設需要に応じた整備

特に、耐震化の推進については、各地方公共団体において所管する公立学校等施設の具体的な耐震化の目標を設定した上で、早急に耐震診断を実施し、緊急を要するものから計画的に耐震化を図る必要がある。また、効率的な耐震化を進めるために、建て替え方式から、耐震補強・改修方式に重点を移すなどの手法を選択することが重要であることや、耐震診断の完了目標として平成18年内を目指すことなど、具体的な手法や指標を示している。

イ 施設整備基本計画

施設整備基本計画では、施設整備計画の作成に関する基本的事項として、前述の施設整備基本方針に定める整備の目標に関する事項を踏まえて施設整備計画の目標を設定し、当該目標の達成のために必要な事業を区分に応じて記載することを定めている。また、交付金の交付に関する基本的事項として、交付金の配分方針を示している。

(3) 交付金の交付に係る手続

前述のとおり、交付金を受けるに当たっては、文部科学大臣が定めた施設整備基本方針及び施設整備基本計画に即して、地方公共団体は、施設整備の目標等を掲げた施設整備計画を作成し、提出することとなる（図2）。

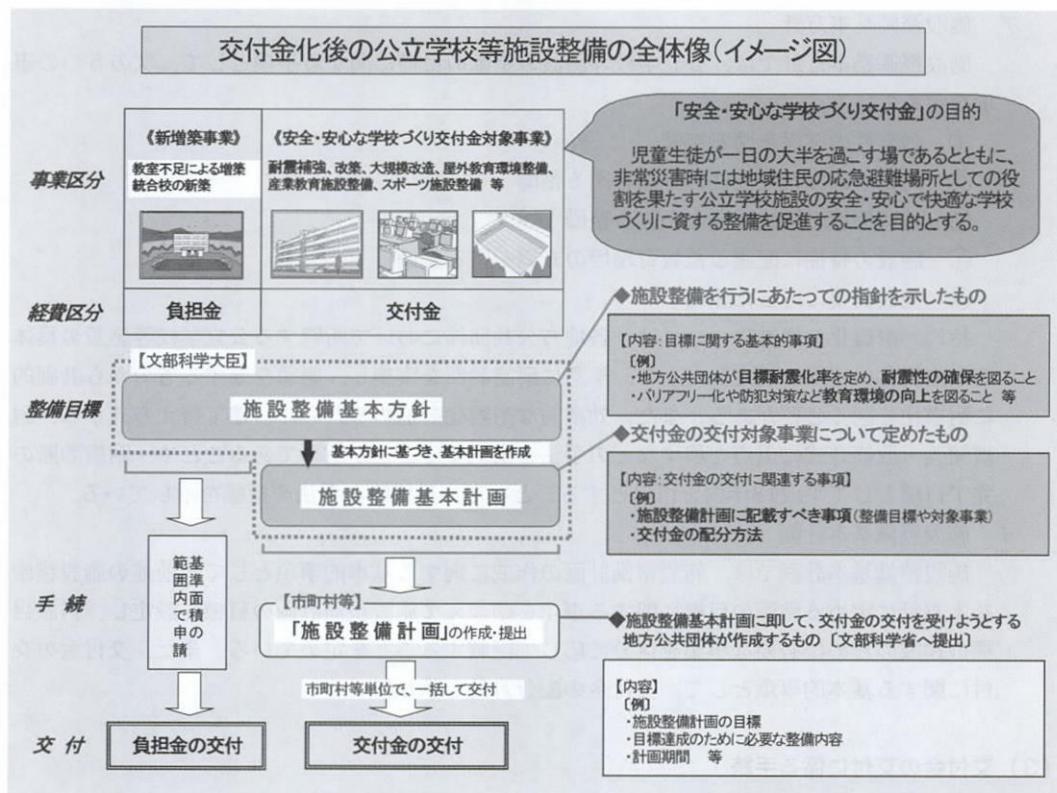
この施設整備計画においては、以下のようないし事項について記載することとされている。

- ・施設整備計画の目標（耐震化率等）
- ・計画期間（3年以内で設定）
- ・施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項等

また、交付金の交付に当たっては、限られた予算の中で効率的に耐震化などの学校施設整備の諸課題に対応する必要があることから、施設整備計画に記載されている事業のうち、必要性の高いと判断される事業について優先的に交付することとされている。

なお、交付金を受けた地方公共団体は、交付期間の終了後には、施設整備計画の目標の達成状況等について事後評価を行うこととしており、交付金を受けた事業の実施について客観性及び透明性を確保するため、その結果については公表することとされている。

図2 交付金化後の公立学校等施設整備の全体像（イメージ図）



3 今後の耐震化推進への取組

以上のはかに、耐震化を取り巻く状況としては、耐震関連の法改正が行われている。

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）が本年4月に改正され、従来、補助率が1／3であった公立小中学校等の体育館の補強について、国の負担割合が1／2となるよう交付額を算定することとされている。また、本年1月の建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の改正においては、地震防災対策上重要な施設となる学校の耐震化に関する規制が強化され、早急な耐震診断の実施と診断結果の公表が求められている。

これらを踏まえ、県としては、今後も県立学校施設の計画的な耐震化に努めるとともに、市町村に対しても、計画的な耐震化を推進するため、まずは平成18年中に耐震診断を完了するよう、要請している。また、各市町村が重点的かつ計画的に耐震化を推進するよう、「安全・安心な学校づくり交付金」制度に基づく施設整備計画の策定に際して支援や助言を行うなど、今後も耐震化推進への取組を行っていく予定である。

行政情報 2

さいたま市地球温暖化対策地域推進計画の 策定について

さいたま市 環境経済局 環境部 環境総務課

1. 計画の前提

■ 計画策定の趣旨

地球温暖化問題は、世界各国の産業、生態系等に対して深刻な影響を及ぼすと考えられ、大きな社会問題となっています。これまでの公害とは異なり、その原因が特定の産業だけでなく人々の生活スタイルにもあるため、地球温暖化問題の解決のためには私たち一人ひとりの努力・協力が不可欠です。

この計画では、さいたま市の地域の特性を踏まえて、市民・事業者・市の各主体の取組とともに、各主体が協働し、地域ぐるみで取組を推進するための総合的・効果的な地球温暖化対策を示します。

■ 計画の期間

本計画は、2006（平成18）年度から京都議定書の第1約束期間の最終年度である2012（平成24）年度までとし、計画期間においてその達成状況を評価し、施策の再検討を行います。

2. 地球の温暖化

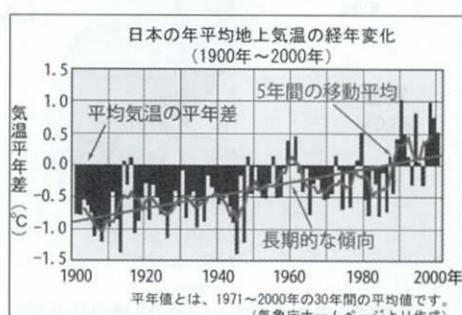
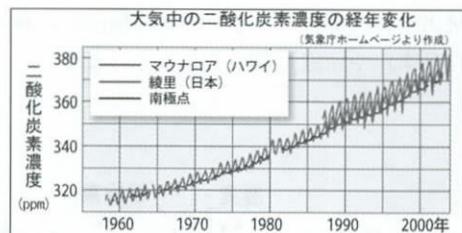
地球温暖化の現状と将来予測

■ 現状

産業革命以来、二酸化炭素（CO₂）の排出量は急激に増加し、これに伴って大気中のCO₂濃度も大きく増加しています。この結果、地球の平均気温は過去100年間で約0.6°C、日本では約1.0°C上昇しました（右図）。

このような気温の上昇等によって、近年、都市部を中心に真夏日や熱帯夜の日数が増加し、局所的に記録的な豪雨による浸水被害が最近多発するなど、地球温暖化の影響が一因と考えられる現象がみられています。

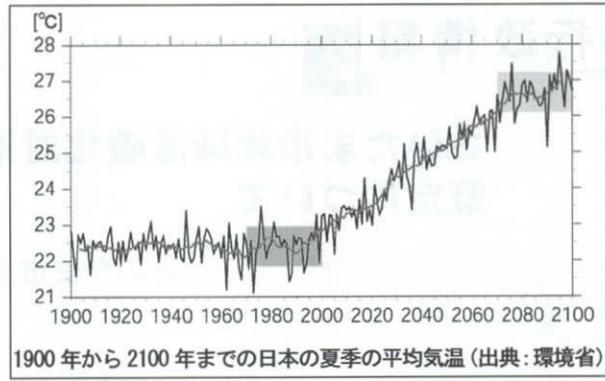
便利で快適な暮らしは、石油や石炭などの化石燃料を燃やして得られるエネルギーを消費することで大量のCO₂が排出されます。CO₂の排出量は、産業の急速な発展、大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルの定着によって急激に増加しています。



■ 将来予測

このまま温室効果ガスの排出量が増え続けた場合、2100年には地球の平均地上気温は1.4~5.8°C上昇し、平均海面水位は9~88cm上昇することが予測されています。日本でも1900年から2100年までに夏季（6, 7, 8月）の平均気温は約4°C上昇すると予測されています。

このような地球の温暖化によって、将来、様々な影響が懸念されています。



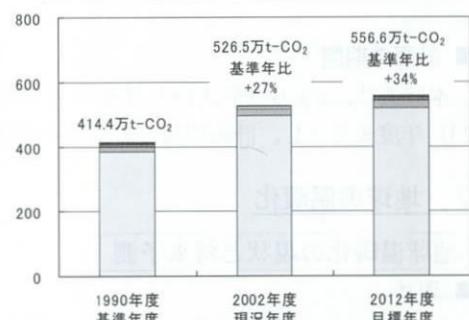
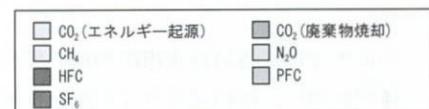
- ・気温上昇による夏季の冷房エネルギー需要の増大、気温上昇等による作物の生育適性期間の変化、大気汚染（光化学スモッグなど）の拡大・深刻化、猛暑等による心的・体力的負荷の増加、渴水等による利用可能な水資源の減少、生物媒介性感染症の増加、等

さいたま市の温室効果ガス排出量

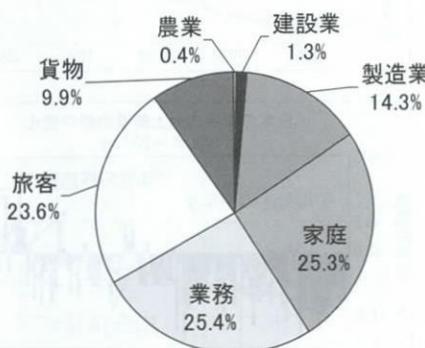
さいたま市の2002（平成14）年度の温室効果ガス排出量は526.5万t-CO₂（二酸化炭素換算トン）であり、CO₂が全体の約98%を占めています。

エネルギー起源のCO₂排出量では、運輸部門（旅客、貨物）や民生部門（家庭、業務）で多いことが特徴です。

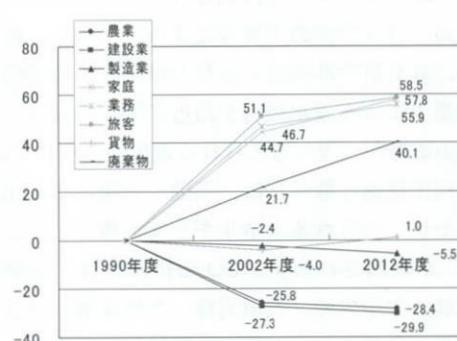
また、2002（平成14）年度の排出量は1990年度比で既に27%増加しており、2012年度（平成24）度には34%増加すると推計されています。排出量の増加率が大きいのは運輸部門の旅客（主に自動車）や家庭、業務となっています。



温室効果ガス排出量の推移 (単位: 万t-CO₂)



部門別のエネルギー起源 CO₂ 排出量の構成



温室効果ガス排出量の推移 (単位: 万t-CO₂)

3. 基本方針

【取組の枠組み】

- 市の率先行動のもとですべての人々の協働による取組を推進します

地球温暖化問題に対処していくためには、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直すとともに、地域社会のあり方を変革していく必要があります。本市は、市の率先行動のもと、一人ひとりが着実に取組を進めていくとともに市民・事業者・市が協働で取り組む仕組みをつくり、さいたま市という地域を脱温暖化社会にするための活動の輪を広げていきます。

【さいたま市で重要な民生・自動車対策のため意識啓発を重視】

- 誰もが知り、学び、行動できる環境をつくります

本市では、家庭やオフィス、自動車からの温室効果ガス排出量の割合が大きく全体の約8割を占めているため、排出量を削減するには、一人ひとりの行動が必要です。しかし、私たちの生活と地球温暖化の因果関係は理解しにくいため、なかなか行動に結びつかないのが現状です。そのための意識の基盤づくりとして、誰もが地球温暖化問題の現状と影響および自らの生活と地球温暖化の関係について理解し、行動できるよう、環境学習と情報提供の環境を整えます。

【地域特性を重視した対策】

- さいたま市の地域特性を重視した、地球環境と地域環境の改善を目指します

さいたま市の温室効果ガス排出量を適切に把握し、地域特性を考慮した適確な温暖化対策を実施します。また、本市では廃棄物の増加、大気汚染、ヒートアイランドなどの100万都市特有の地域的な環境問題も顕在化しています。地球温暖化対策は他の環境問題の解決につながることも多いため、循環型社会の構築、大気汚染の改善等、本市における地域的な環境問題の改善を目指しつつ、地球温暖化対策を推進します。

4. 温室効果ガス削減目標

2012（平成24）年度における1人あたりの温室効果ガス排出量を1990（平成2）年度比で6%以上削減することを目指します。

本市の温室効果ガス総排出量は1990（平成2）年度で約414.4万t-CO₂であり、2012（平成24）年度では約556.6万t-CO₂と推計されます。国の6%削減と同等の削減を目指すためには、本市の地域特性を踏まえて森林吸収^{*}や京都メカニズム^{*}による削減分を除くと、2012（平成24）年度において71.3万t-CO₂の削減が必要です。なお、削減目標は、家庭やオフィス等からの排出割合が高く、人口等の増加が著しい本市の地域特性から1人あたりとしました。1人あたりでは、570kg-CO₂を削減する必要があります。なお、2012（平成24）年度の本市の人口は1,257,615人と予想されています。

※森林吸収：京都議定書では、「樹木によるCO₂吸収分」を削減目標の達成に活用できることとしています。新規植林、再植林、森林経営、都市緑化が該当します。日本では森林経営によって約3.9%の削減を目指すとしています。森林経営とは、1990年以降、適切な森林施業（植栽、下刈、除伐・間伐等の行為）が行われてあり、法令等に基づき伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられています。

※京都メカニズム：京都議定書で定められた国内の排出削減策以外の「共同実施」、「クリーン開発メカニズム」、「排出量取引」を指します。これらは国内対策に対して補足的に実施されるもので、国外での温室効果ガス排出削減分を国内に割り当てるものです。共同実施と排出量取引は先進協約国間で、クリーン開発メカニズムは主に先進国が途上国で温室効果ガス削減プロジェクトを実施します。

5. 推進方策

地域ぐるみで取組を推進

市民・事業者・市の各主体が取組を進めるとともに、各主体が協働し、地域ぐるみで取組を推進します。また、対策推進のかなめとして、各主体の交流と連携を取り持ち、協働による取組を先導する「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」を設立します。

各主体の役割

● 市

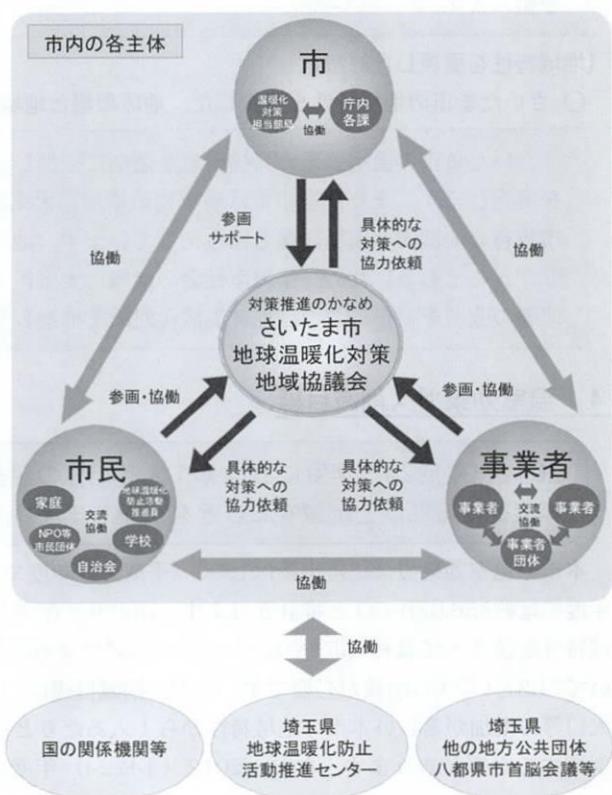
対策を率先実行し、市全体での取組の牽引役となります。また、市民や事業者の取組を一層促進するために、情報提供や取組普及のためのしくみをつくります。さらに、「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」を設立し、運営を支えます。

● 市民

家庭などで省エネルギー等に取り組むとともに、市民活動、学校や自治会等で取組を広げていく役割を担います。市民団体は、先進的かつ着実な対策を推進し、団体相互の交流や連携が期待されます。

● 事業者

各事業所での着実な取組とともに、事業者間で積極的に交流・連携し、対策に関するノウハウを共有していくことが期待されます。事業者団体は、会員企業等における具体的な対策の事例等を整理し、情報を発信していく役割が期待されます。



推進組織

地域ぐるみで地球温暖化対策を推進するための組織として、市民・事業者・市等から構成される「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」を設立します。

● 趣旨

本計画に基づき、各会各層のパートナーシップのもとで、市域の温室効果ガス排出の抑制等に関する必要となるべき措置について協議し、具体的な対策を実践することを目的として組織します。

● 設立年度

平成18年度に設立します。

● 活動内容

各主体の協力体制を築きながら、主に家庭や事業所の温室効果ガス排出抑制対策を企画・実施します。また、本計画の推進状況をチェックし、課題を検討するなど、本計画の進行管理の役割を担います。主な活動内容は次のとおりです。

- ・ 地球温暖化対策地域推進計画の施策の推進及び進行管理
- ・ 具体的なアクションプラン（行動計画）の策定
- ・ 市民・事業者の取組を推進するために必要な支援策の検討
- ・ 市民・事業者への温室効果ガスの削減効果のある機器等の普及
- ・ 地球温暖化防止のための情報提供、情報交換、環境学習の推進
- ・ 温暖化対策診断や省エネナビによるモニタリング
- ・ 啓発のためのシンポジウム、セミナーの開催 等

● 構成

協議会は、さいたま市、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者（工場、商店、事務所、エネルギー事業者、商工会議所等）、市民（環境会議、自治会、公募等）、市民団体（NPO、NGO、消費者団体等）、学識経験者等から構成します。

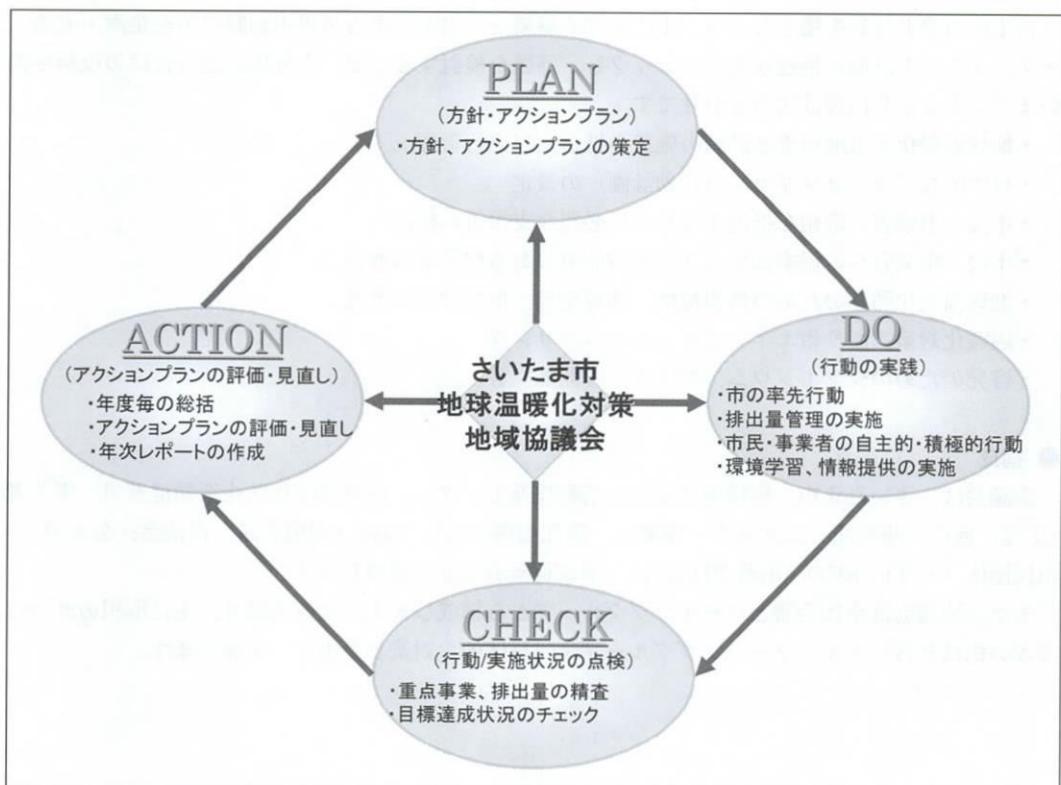
また、協議会は全体会議とワーキンググループから構成します。全体会議は、主に取組の進行管理等の総括を行います。ワーキンググループは、具体的な対策を企画し、実施します。

6. 進行管理

本計画の進行管理は「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」を中心となっておこないます。協議会の全体会議は、PLAN（アクションプランの策定等）、DO（行動の実践等）、CHECK（行動の点検等）、ACTION（年度ごとの総括等）のPDCAのマネジメントサイクルを基本として、全体会議の下に設置される各ワーキンググループの取組を統括し、対策の的確な進行管理をおこないます。

ワーキンググループは、担当するそれぞれの重点事業の具体的な進行管理を実施し、その結果を全体会議に隨時報告します。

なお、市は、協議会の運営を支える役割を担うとともに、市の事務事業に関する地球温暖化対策の進捗状況について協議会に報告します。



行政情報 3

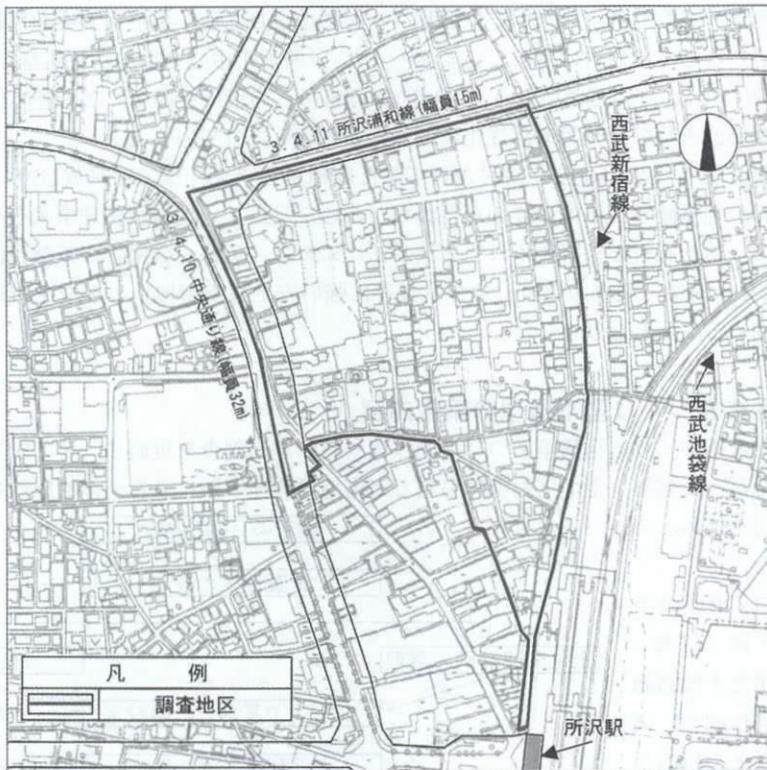
日東地区まちづくり基本構想について

所沢市 まちづくり計画部 中心市街地整備課

1. はじめに

所沢市は、都心から30km圏にあって、武蔵野の雑木林や狭山湖、狭山丘陵の縁などのすばらしい環境に恵れ、人口約34万人を擁し、自然と都市機能が調和した埼玉県南西部の中核的な都市として発展してきました。市内には複数の鉄道路線が乗り入れ、11の駅を有しています。このうち市の中央部よりやや南に位置する所沢駅は、西武池袋線と西武新宿線が交差しており、都心や飯能・秩父・川越方面などと連絡する鉄道交通の中心的役割を果しています。

日東地区（約7.3ha）は、この所沢駅西口に隣接し、北側に広がる商業地域に位置しています。



調査地区：北側は都市計画道路3.4.11所沢浦和線、西側は都市計画道路3.4.10中央通り線、

東側は西武線や西武鉄道所有地、南側は市道や民地を境界とする面積約7.3haの範囲

2. 日東地区まちづくりの歩み

【これまでの経緯】

昭和63年8月	日東A地区市街地再開発準備組合設立
平成13年3月	商業核店舗候補より出店申込書提出
平成15年1月	都市計画案の取りまとめ作業実施
平成16年3月	商業核店舗候補より出店辞退の申出
平成16年7月	準備組合から市に対し、土地区画整理によるまちづくり要請が提出される
平成17年2月	権利者に対する土地利用の意向調査実施（所沢市実施）
平成18年3月	<u>日東地区まちづくり基本構想策定</u> （所沢市実施）
平成18年4月～	土地の権利調査、測量等の実施（所沢市実施）

日東地区は、商業地域にありながら、都市としての基盤が未整備なままの木造住宅密集地であり、防災上の危険も少なくありません。このため、昭和60年代から、地元権利者により組織された準備組合が中心となり、組合施行による第一種市街地再開発事業が進められてきましたが、平成16年3月に商業核店舗候補の出店辞退の意思表明がなされたことにより、地区全体（約7.3ha）を再開発事業で整備することが事実上困難となりました。

しかしながら、所沢駅周辺については、「所沢市まちづくり基本方針」（平成13年4月一部改正）の中で、県南西部・多摩北部にまたがる広域レベルを対象とした商業機能の充実を目指す地区（広域総合生活拠点）として位置付けられています。また、「所沢市中心市街地活性化基本計画」（平成14年3月）においては、「にぎわいとうるおいのあるまち」の形成を図ることを基本的な方針として、市街地の整備改善及び商業等の活性化に取り組むものとされています。

さらに、長期に渡って街づくりが検討されてきた経緯を踏まえ、市では平成16年7月に準備組合から市施行の土地区画整理事業の要請が行われたことを受け、土地区画整理事業をベースに市街地再開発事業の一体的施行を視野に入れた事業手法によって、道路・公園等の基盤整備並びに住環境の整備を行い、「商業・業務の拠点」及び「災害に強い安全な市街地」の形成を目指すために、調査・検討を進めることとなりました。

3. 日東地区まちづくり基本構想の策定内容

市では、新たな街づくりの再構築について関係権利者に意向調査を実施し、その中で出た意見等を参考に検討を行った結果、土地区画整理事業と市街地再開発事業による一体的施行を視野に入れられた事業化の検討を進めることがなりました。

そして平成17年度の委託作業においては、将来における土地利用と主要諸施設の配置構想の作成や、実現方策の検討などを目的とした基本構想を、次のような手順で策定しました。



○地区内の土地利用現況

駅前の市街地ということもあり、宅地（公共用地以外の土地）としての土地利用が全体の9割以上を占めています。

また、この地区は道路、公園などの公共施設が極端に少なく、調査地区界沿いにある県道久米所沢線（都市計画道路3.4.10中央通り線）、主要地方道練馬所沢線（都市計画道路3.4.11所沢浦和線）が、地区の骨格を形成する道路となっています。地区内には市道が点在していますが、狭隘な路地（私道）がほとんどで、そこに木造を中心とした住居系の建物が200棟以上密集しているため、防災上の危険が懸念される状況です。

《テーマ設定上の前提条件》

- 上位計画の整理
(第4次所沢市総合計画)
(所沢市まちづくり基本方針)
(所沢市中心市街地活性化基本計画)
(再開発方針)
- 地区的現況
(現地踏査)
(土地利用現況)
(建物利用現況)
(都市計画の決定状況)
(意向調査結果)

○まちづくり基本方針の設定

このような地区の特性や状況、また上位計画との整合性などを考慮し、基本構想策定のための方針を定めます。

《地域的要因》

(上位計画)

- ・安全・安心で快適な住みよいまち
- ・やすらぎと機能が調和し、次世代に誇れる中心市街地の形成
- ・にぎわいとうるおいのあるまち
- ・県南西部の表玄関にふさわしい商業業務等の拠点

(用途地域)

- ・地区全体が商業地域（建ぺい率80%、容積率400%）に指定されている。

(都市計画道路)

- ・2路線が都市計画決定している。
都市計画道路3.4.10中央通り線
(約6,200m)
- 都市計画道路3.4.11所沢浦和線
(約1,500m)

《地区内としての要因》

(土地・建物利用)

- ・既存幹線の沿道は主に商業系の土地利用がなされており、細街路で構成される街区は、住居系と商業系の建物が混在している。

(公共用地)

- ・従前の公共用地は道路のみで公園等はない。面積は地区面積の10%程度と少ない。
- ・駅から地区内につながる経路が少なく、駅前というメリットを活かしきれていない。

(共同化意向)

- ・共同化の実施意向のある地権者がいる。
(所有面積合計約22,000m² (地区面積の30%))

《地区的将来像》

- ・市全域から見た地区に求められる役割と、駅周辺部における幹線道路沿いの商業地域という立地特性を活かすため、業務系の拠点立地を目指す。

- ・現況で商業系と住居系の土地利用が混在していることから、区域内の土地利用についてゾーニングを行い、土地利用混在の解消を目指す。

- ・土地・建物の利用現況を踏まえ、商業地と住宅地の共存が可能な仕組みづくりを目指す。

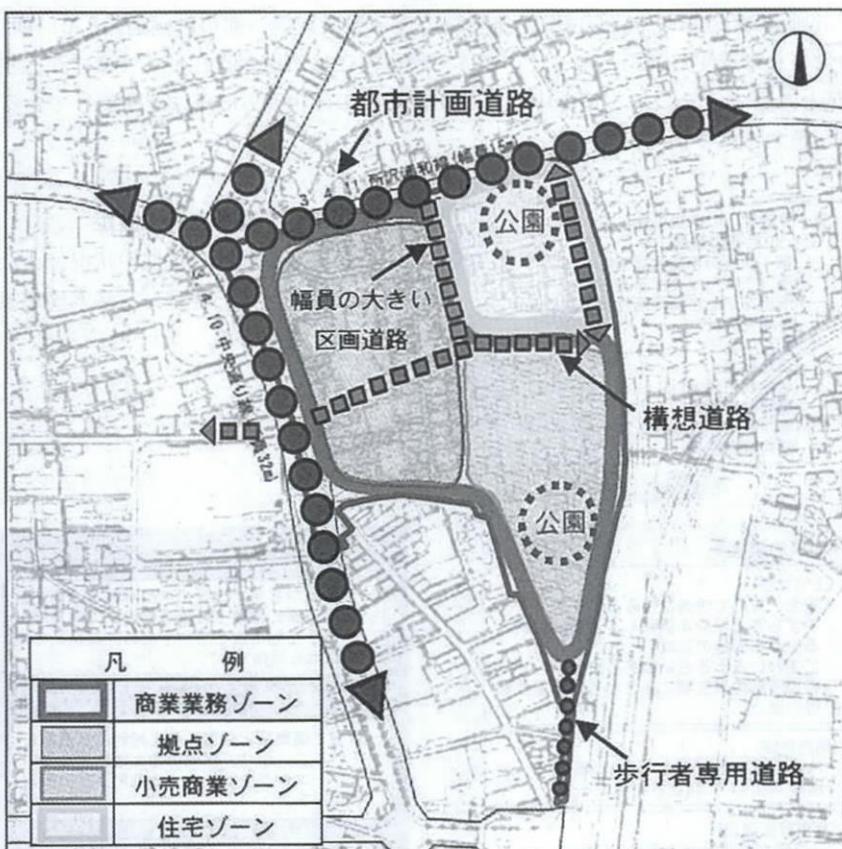
- ・道路や公園などのオープンスペースを確保し、防災性の向上を目指す。

- ・駅周辺と地区内とを結ぶ動線を確保し、駅前としての立地特性を最大限に活かせるまちづくりを目指す。

- ・地域住民のまちづくりへの参画をうながし、個々の住民の土地利用意向を踏まえたまちづくりを目指す。

○基本構想図の策定・土地利用計画

各種の検討を行った結果、この地区が持つ特性と将来のまちづくりの方向性を明らかにするために、「基本構想図」を下記のように設定しました。



・住宅ゾーン (1.6ha)

住居系の土地利用が可能となるよう計画する区域です

・拠点ゾーン (3.1ha)

商業・業務系の土地の高度利用にあわせ、住居系の土地利用も可能となるよう計画する区域です。

・小売商業ゾーン (2.6ha)

既存の土地利用を前提に、駅前小売商業地として整備を予定するゾーンです。

4. 平成18年度の作業

今年度は、当地区において現況測量（土地区画整理事業の基本となる現況図の作成）・地区界測量（施行地区的総面積を求める）を行うと同時に、権利調査を実施し、基本構想の実現に向けた検討を進めていきます。

「21世紀を展望したまちづくり」

第4次朝霞市総合振興計画について



朝霞市長
富岡 勝則

まちづくりの基本理念 ~市民がつくり、育てるまち~

市民一人ひとりが主体的に考えて活動し、積極的に交流・ネットワークすることを通じて、まちに対する愛着や自分のまちとしての意識を育みます。その上で、市民が互いに尊重し合いながら、地域の資源を活かして誇りと自信に満ちたまちを創り、育んでいくことを本計画の根底に流れる基本理念とします。

1. 朝霞市の将来像

(1) 将来像

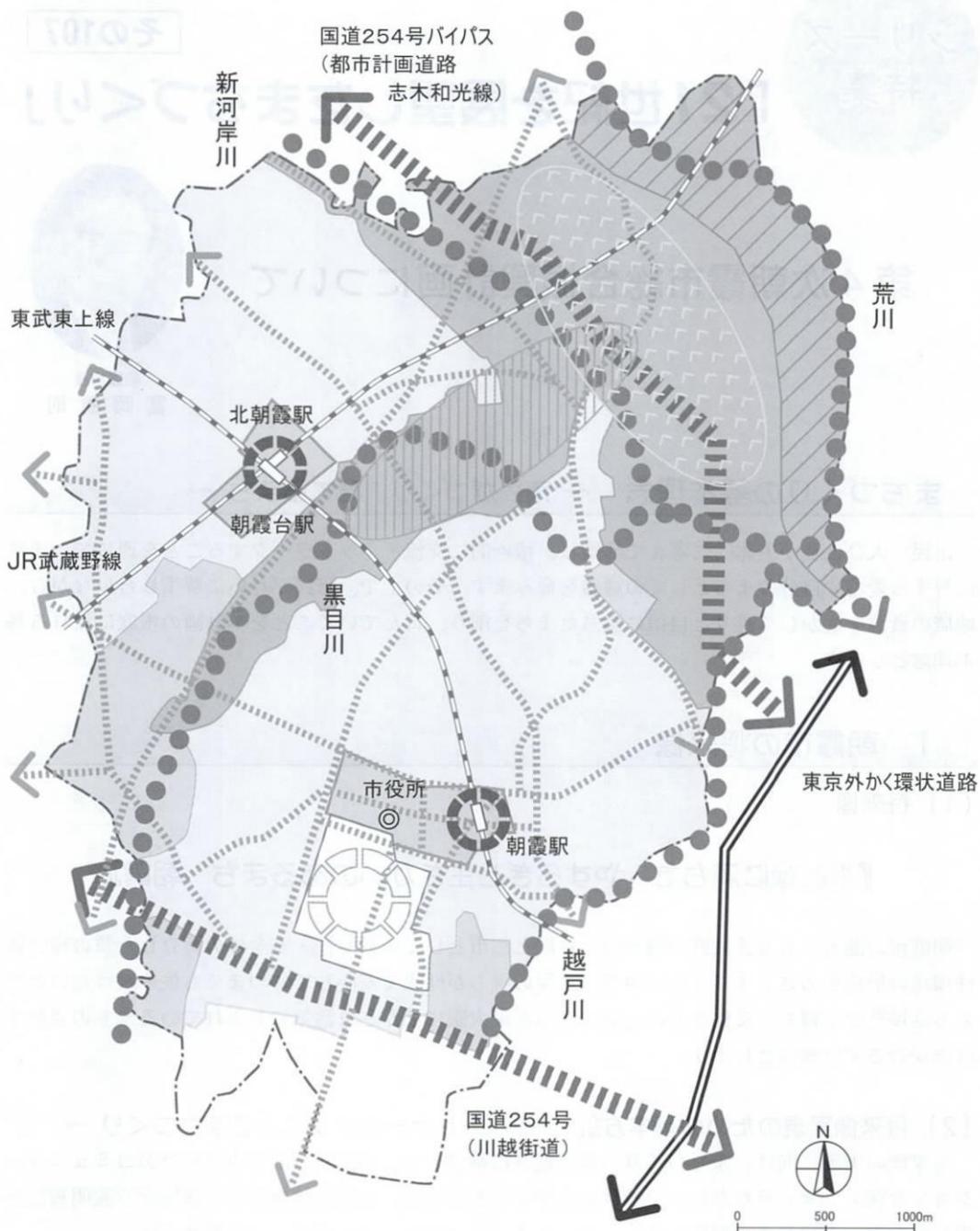
『水と緑に満ちた やすらぎと生きがいのあるまち 朝霞』

朝霞市の魅力である武藏野の緑や川の景観と都市としての利便性・安全性の両立した質の高い居住環境の形成をめざします。その中で、市民の誰もが健康で安心していつまでも住み続けたいと思える地域社会が育ち、文化などの地域の資源が最大限に活かされ活気にあふれているまちの姿を本計画がめざす将来像とします。

(2) 将来像実現のための基本方針 ~パートナーシップによるまちづくり~

将来像の実現に向け、まちづくりの基本理念に基づいて、市民と行政や市民相互のコミュニケーションを深め、それぞれが互いの特性を理解するとともに、行政は積極的な情報開示や説明責任を果たすなど、市民参画の環境を整え、パートナーシップによるまちづくりを進めます。

【将来都市構造図】



注) ゾーンは概ねの範囲を示すものです。

【将来都市構造のまとめ】

構成	種類	位置	内容
拠点	まちの拠点		・東武東上線朝霞駅周辺 ・JR 武藏野線北朝霞駅と東武東上線朝霞台駅周辺 本市の中心的な地区、地域生活の玄関口
	新たなまちづくり拠点		・キャンプ朝霞跡地 緑の拠点機能など多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点
都市軸	広域交通軸		・国道 254 号(川越街道・都市計画道路 東京小諸線) ・国道 254 号バイパス(都市計画道路 志木和光線) 主に隣接都市との広域的交流を促進
	地域交通軸		・県道、都市計画道路 広域交通軸の補完、各拠点を結ぶ市内の道路ネットワーク軸
	水と緑の軸		・荒川、新河岸川、黒目川、越戸川 河川とそれらの沿岸を、水と緑を主とした自然的要素とふれあえる空間づくりを促進する軸
ゾーン	商業系ゾーン		・現在指定されている商業系用途地域の範囲 経済活動の場や住宅地として適正な土地利用を図る
	工業系ゾーン		・現在指定されている工業系用途地域の範囲
	住居系ゾーン		・現在指定されている住居系用途地域の範囲および旧暫定逆線引き地区
	自然空間保全ゾーン		・黒目川、新河岸川周辺に拡がる市街化調整区域 緑の保全と、周辺環境に調和するレクリエーション活動の場
	緑地保全ゾーン		・河川とその沿岸および荒川近郊 緑地保全区域 水と緑の軸とあわせ、現状の自然環境の保全に努める場
	自然と共に存する公共施設等ゾーン		・黒目川と新河岸川沿いの教育施設や公共施設の立地する市街化調整区域一帯 残存する自然的要素の維持とともに教育・レクリエーション機能の充実の両立を図る
ゾーン	自然と調和のとれたまちづくりゾーン		・内間木地区の一部 既存の集落地環境の維持・向上とともに新たな道路の整備を見据えた土地利用の検討や、残存する自然資源の保全などを一体的に図る

2. 施策の大綱

(1) 自然と調和したゆとりある都市づくり（都市整備）

本市には黒目川・新河岸川沿いの田園風景、貴重な湧水などの自然があり、都心への交通の利便性との相乗効果によってまちの魅力を高めています。また、基地跡地の貴重な空閑地などのオープンスペースも残されています。

このような特性を失わないようにするだけでなく、さらに積極的にそれをまちづくりに活かしていくために、緑の風景や自然を大切にしながら、バランスの取れた都市整備を進めます。また、誰にとっても暮らしやすい住環境をつくるため、人にやさしいまちづくりを進めます。

- 市内各地域の特性を踏まえた土地利用および市街地整備を進めるとともに、市街化調整区域や旧暫定逆線引き地区については地域住民の合意形成を図り、生活基盤の整備に留意しつつ自然と調和したまちづくりに努めます。
- 基地跡地は、緑の拠点機能など多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点であり、市民の合意形成を積極的に進め、まちづくりの重要な核として市民にとって有効な活用を図ります。
- 幹線道路の機能向上を体系的・計画的に進めるとともに、生活道路や上下水道施設の整備や維持管理などにおける質の向上をめざし、人にやさしい都市基盤の確立に努めます。
- 市民とともにまちの緑化を進めるとともに、残された樹林地や緑地は、地権者等との合意を得ながら、市民との協働によりその保全・活用に努めます。
- 誰もが快適に利用できる都市公園の計画的な整備を進め、住民参加等による維持管理を促進するとともに、河川環境の維持・向上を図り、景観に配慮したまちづくりを通じて、潤いのある都市空間の形成を進めます。

(2) 安全で快適な生活環境づくり（生活環境）

安全な暮らしは日常生活の最も基本的な条件ですが、近年、全国的に治安や災害などに対する人々の不安が増大しています。また、ごみの減量化や再資源化など環境問題への市民の関心も高まっています。

都市の利便性を享受し快適に暮らす前提条件として、地域の多様な実状に合わせた安全性の確保とともに、日頃からの地域住民の交流や活動を通じて、市民の間の親近感や連帯感を高め、安心・安全に暮らせる環境をつくります。また、省資源・省エネルギー・環境への負荷の軽減に配慮した循環型社会を目指します。

- 震災や水害など災害に強い都市づくりを進めるとともに、周辺市や民間企業などとも連携しながら、災害時などにおける救援体制の確立を図ります。
- 警察や消防などの関係機関と一体となって、市民との連携を図りながら、市民の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などを支援し、地域における住民生活の安全性の向上を図ります。
- 高齢社会の到来などを踏まえ、誰もが自由に安全に移動できるよう、利用しやすい交通機能の向上やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。
- 環境悪化の防止と環境保全のための活動に行政が率先して取り組むとともに、市民の主体的な活動をより積極的に支援し、まち全体で環境にやさしいまちづくりに努めます。

- ・市民一人ひとりの理解と協力により、ごみの排出量の抑制やリサイクルの推進を図り、市民と行政が一体となって循環型社会の構築を目指します。

(3) みんなで支え合う健やかな社会づくり（福祉・健康づくり）

若年層が多く、子どもも増えていることが本市の特徴である一方で、今後は団塊の世代が高齢期を迎えるなど、市民の高齢化が急速に進むことが予想されます。

この対照的な人口の動きの中で、どの世代も住み続けたいと思えるよう、増加する子育てニーズへの対応を図るとともに、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを積極的に進めます。また、障害児・者や低所得者への支援など、総合的な福祉サービスの質を高めるとともに、地域社会全体で支え合う誰にでもやさしい福祉のまちをつくります。

- ・増加する若い世代が住み続けられるよう、多様なライフスタイルに合わせた子育て支援策の充実に努めます。
- ・誰もが住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域のNPOや医療・保健機関、介護事業者などとの連携を進め、介護予防や医療・福祉（介護）サービスの質の向上を促します。
- ・高齢者の学習や就業への意欲に対応できる環境を整えるとともに、世代間交流などを進め、その豊富な知識や経験をまちづくりに活かすよう努めます。
- ・子どもや高齢者、障害児・者などが、日常生活の中でいつでも安心できる地域環境を整えるため、住民の自主的な活動を支援しながら、地域福祉の充実を図ります。
- ・低所得者への支援など社会保障制度の適正な運営によるセーフティネットの充実を進めます。
- ・乳児期から高齢期までの各ライフステージにおける健康な生活の実現を目指し、保健事業の充実や医療・健康情報の提供等に努め、健康づくりの環境整備を図り、市民一人ひとりの主体的な健康増進への取り組みを支援します。

(4) 豊かな心と人間性を育む人づくり（教育・文化）

本市では人口の増加にともなって子どもたちが増えています。その一方で、都市化の中で地域の交流が少なくなっていることなどから、若者たちの社会への関心は低下しています。

児童・生徒の増加と多様化する子どもたちの特性に応じた学習環境や教育内容の充実とともに、さまざまな経験や知識・技能を持った地域人材や大学などの教育機関、地域の歴史や文化などを積極的に活用しながら、地域の教育力を高め、若者の将来への意欲や市民の学習機会の充実に努めます。

- ・児童・生徒の増加にも対応しながら、きめ細かく教育環境を整えるため、学校施設・設備の計画的な充実を図るとともに、将来にも対応した柔軟で効率的・効果的な学校運営に取り組みます。
- ・地域の人材や環境・資源を活かした学校教育を進めるとともに、時代に対応した教職員の資質向上や教育内容の充実に努め、一人ひとりの個性と人権を大切にしながら、豊かな心と確かな学力を育成します。また、一人ひとりの障害等に応じた教育の充実に努めます。
- ・子どもたちの放課後の居場所づくりを進め、地域での安全性を確保するとともに、家庭の教育力を高められるよう家庭教育を支援し、また、さまざまな体験活動・交流機会の充実により、健全な青少年の育成に努めます。

- ・市民が自分のライフスタイルや関心に応じてスポーツや芸術文化などの活動の機会を見つけられるよう学習環境を充実するとともに、自主的な学習活動を支援しながら、生涯学習によるまちづくりを推進します。
- ・地域の歴史や伝統文化などを継承するとともに、各種イベントや地域の行事などを積極的に支援し、朝霞独自の文化を創出・育成します。

(5) まちの活力を生み出す産業づくり（産業振興）

市民の生活を支え地域の活性化を図るために活発な産業活動が必要ですが、市内の各産業を取り巻くさまざまな環境の変化から、いずれの産業においても厳しい経営を強いられているのが現状です。

住宅都市の特徴を持つ本市の中で、各産業の特性を再確認し、新しい形態の産業も含め、まちの活気や活力を生み出すような朝霞の特性を活かした産業の振興に努めます。

- ・消費者である市民、各事業者および行政が協力し、消費者ニーズに対応できる商業の振興に努めるとともに、まちづくり活動の場ともなりうる商店街の活性化を促します。
- ・生産者と消費者としての市民との交流や意見交換を促進し、農業に対する理解を進めながら、地産地消や食育の推進など、都市における新たな役割を担う自立した農業の確立を支援します。
- ・住宅都市という特性を踏まえて、商工業など、産業全体のあり方を改めて捉え直し、その中で中小企業に対する効果的な支援を進めます。
- ・都心への交通利便性と緑豊かな環境、経験豊かな地域の人材などを活かし、職住近接型の企業や地域課題に対応するコミュニティ・ビジネスやNPOなどの起業への支援による新たな産業振興と雇用機会の創出を図ります。

(6) ふれあいと連帯を広げる地域づくり（交流・コミュニティ）

若い年代層の転出入が激しいという特徴から、市民の間の交流や連携が固定化し、古くからの住民と新しい住民の互いの意識が共有されにくい一方で、防災・防犯や子育て、高齢者対策などの面でコミュニティ形成の重要性は増しています。

市民一人ひとりが自分のまちとしての意識を持ち、活気や安心感を生み出すまちづくりを自ら行えるよう、市民相互の交流を積極的に支援します。

- ・人種や国籍、性別、年齢、障害等について、市民一人ひとりが互いに理解し、尊重し、認め合う差別のない公平な社会を目指します。
- ・男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に平等に参画できる社会の実現に努めます。
- ・明日を担う子どもたちをはじめ、市民の国際理解を養うとともに、地域に暮らす外国人をめぐる課題にも対応した地域づくりを進めます。
- ・地域の特性に応じて、自治会・町内会などの地域組織やボランティア活動などの活性化と連携を支援し、地域の抱えるさまざまな課題に対応できるよう、地域コミュニティの持っている力の向上を促進します。
- ・各種サークル活動や多様なテーマで活動するNPOなど、テーマ・コミュニティの自主的な活動

を積極的に支援することにより、多様な人々のコミュニケーションを促進し、まちへの関心や愛着を育みます。

3. 構想推進のために

(1) 市民参画の推進

価値観の多様化にともない、人々の関心は個人の生活にとどまらず、地域やまちづくりへと広がっており、また、社会環境の変化の中で、問題解決のために地域が果たす役割が近年改めて重視されています。従来の行政＝公、市民＝私の構造だけでなく、NPOや市民組織等も含めて、あらゆる主体が対等にそれぞれの特性を活かし合う“新しい公共”的なあり方が問われているといえます。市政運営の全般にわたって、市民参画の環境を整えるとともに、市民によるさまざまな活動を支援・活性化し、協働によるまちづくりを進めます。

- ・市政に関する情報を積極的に公開・提供し、市民と行政の問題意識の共有化を図るとともに、双方向の情報交換ができる体制を整え、市民の声をまちづくりに活かします。
- ・施策・事業の計画・実施から評価までの各段階において、その施策・事業の性格や段階に応じた市民参画ができる仕組みの確立に努め、市民との協働によるまちづくりを進めます。
- ・市民相互の意見交換の場や機会を積極的につくり、地域の多様な課題に対して市民が主体的に取り組める環境の整備に努めます。

(2) 時代に対応した行財政運営

市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政の維持と行政サービスの質や市民の満足度の向上の両立が求められています。

この実現に向けて、行財政改革の推進や情報技術の活用による効率性や利便性の向上を図るとともに、行政評価に基づいた施策・事業の推進や民間の活用などによる効率的で効果的な行財政運営に努めます。

- ・地方分権の進展などの社会潮流を踏まえて、一層の行政改革を進め、時代に対応した柔軟で機動的な行政運営を図るため、職員の意識改革や資質の向上、危機管理体制の充実に努め、市民ニーズに対応できる体制の構築を進めます。
- ・情報技術を活用する知識や能力、資力の差に配慮しながら、インターネットなどの活用により、即時的な情報共有化や双方向の情報のやり取りを通じ、市民生活の利便性の向上や行政運営の高度化に努めます。
- ・他の自治体などとの情報のネットワーク化や公共施設の相互利用、消防・防災など、広域的な連携を図り、より効率的で効果的な行政運営に努めます。
- ・効率的で柔軟な財政運営を図るため、課税自主権の活用など自主財源の確保と依存財源の計画的な活用を図るとともに、経常経費の抑制と事務事業の見直し、民間の活用などを進めます。また、市民の理解を得る中で、受益者負担の原則に基づく負担の見直しに努めます。
- ・行政評価システムの構築とPDCAサイクルの確立に努め、効果的で計画的な行財政運営を進めます。

連合会の動き

10の要望事項を決議

全国府県建産連会長会議

平成18年度の全国府県建設産業団体連合会会長会議が9月28日、福岡市のJALリゾートシーホークホテルにおいて開催され、当建産連から村松常務が出席した。

冒頭、福岡県建設関連産業協議会の高松宏会長が挨拶、開催県として歓迎の意を示した。

続いて田村会長が挨拶に立ち、安倍新内閣に関し「安倍首相の政策の中には、『建設業等の戦略産業化』や『強い地方の創出』が掲げられており、我々建設産業界においてもその政策の実現と、安定した政局運営で本格的景気回復に向けての適切な経済対策を期待する」と語った。さらに、ダンピング問題については「一部の不良不適格業者がダンピングを繰り返し、『安ければよい』とする風潮を生み出し、適正な品質が確保された公共工事が施工できる状態ではなくなっている」と指摘した上で、品確法などを「各地方自治体等まで充分に普及させ、機能的に運用することにより、談合無き、ダンピング無き、適正価格による受注が定着する」との期待感を示すとともに、「本日は、各府県建産連から極めて貴重な多くの提案を頂いており、十分意を尽くした審議をお願いする」と呼びかけた。

来賓挨拶では、大森雅夫国交省大臣官房審議官、佐藤直良国交省大臣官房技術審議官がそれぞれ、行政サイドにおける課題や現状などを説明し、建設産業界への協力を要請した。

続いて、全国建産連会長表彰の授与式を行い、本県から次の3名が表彰された。

◎高橋 庫治 氏

(埼玉建築士会副会長、当建産連理事)

◎遠藤 修一 氏

(埼玉県測量設計業協会会長、当建産連理事)

◎荒井 正幸 氏

(埼玉県建築士事務所協会前会長、当建産連前理事)

議事に入り、各府県建産連から提案議題の説明が行われ、それに対し国交省の各担当者

から回答を得る一問一答の形式で意見交換が進められた。

議事終了後には福岡県建設関連産業協議会の高松宏会長が、品確法の遵守徹底など10項目にわたる決議文を読み上げ、満場一致で決議された。この決議文をもとに10月にも自民党や国交省など、各関係機関に対し要望活動を行うことになる。

さらに、夕刻からは懇親会も開催され、岩井國臣、脇雅史両参議院議員、麻生渡福岡県知事など来賓多数が駆けつけた。黒田正輝勤退共理事長代理の乾杯の音頭で懇談に入り、佐賀県の岸本剛副会長の中締めなども行われ、盛会のうちに終了した。



要望事項

- ①「公共工事の品質確保の促進に関する法律」および総合的に推進するための「基本方針」の遵守徹底と地方自治体への指導
- ②平成19年度予算における本年度以上の公共事業予算確保
- ③道路特定財源による道路整備の推進
- ④公共事業平準化のための「ゼロ国債」「ゼロ県・市町村債」の拡大もしくは制度創設
- ⑤住宅ローン減税制度の住民税への適用をはじめとする各種税制改革・緩和措置
- ⑥官公需法の堅持
- ⑦分離・分割発注の一層の推進、発注標準見直しと喰い上がりの弾力化などによる中小建設業者の受注機会確保
- ⑧ダンピングの排除について
- ⑨元請下請取引の適正化について
- ⑩建設生産システム見直しにおいて、中小・中堅業者および専門工事業者の役割明確化など5項目の施策の盛り込み

委員会報告

全国建産連会長会議提出議題と 団体政策要望などを協議

第1回総務委員会

平成18度第1回目の総務委員会が7月21日正午から、埼玉建産連会館特別会議室で開催され、全国建産連会長会議への提出議題と埼玉県に対する団体政策要望などについて協議が行われた。



開会に先立ちあいさつに立った関根委員長は、「国は5年間、毎年3%ずつ公共投資額を減らす方針を打ち出す一方、入札制度も総合評価（技術評価）方式を採用するなど、制度改革が進む中にあって、中小建設産業にとっては非常に厳しい局面を迎えており、このような時、建産連としてどのような動き方をしなければならないのか、積極的なご意見をいただき、要望、陳情活動に反映していきたい」と述べた。

委員紹介の後、関根委員長を議長に議事に入った。

【議題】

国および県に対する要望事項について

全国府県建産連会長会議の提出議題につい

ては、①公共事業による地域中小建設産業の育成について ②ダンピングの防止についての2件を当建産連の提出議題とすることを諮り、承認された。

また、自民党県議団に提出する埼玉県に対する要望事項については、「県内企業の受注機会の拡大および県産品の利用促進について」と「ダンピングの防止について」の2件を提出することで了承された。

全国建産連会長表彰候補者について

表彰規程に則り、平成18年度推薦者として、高橋庫治理事（埼玉建築士会 副会長）、遠藤修一理事（埼玉県測量設計業協会 会長）、荒井正幸前理事（埼玉県建築士事務所協会前会長）の3氏が挙げられ、決定した。

その他

埼玉県建設業課がこのほどまとめた「埼玉県の建設産業の現状」を参考資料として配布したほか、関根委員長からは異業種同士によるグループ化についての提言があり、各業界の現状や今後を巡り活発な意見交換が行われた。

18年度事業

「コストダウン・ＶＥ」 講演会の実施決める

研修指導委員会

平成18年度第1回目の研修指導委員会が8月28日正午から、建産連会館特別会議室で開かれ、18年度事業の実施計画について協議が行われた。

議事に先立ち藤原委員長が、「本年度から委員長の大役を務めることになったが、委員の皆様の協力をいただきながら円滑な運営に努めたい」とあいさつするとともに、「我々中小建設産業は、大変厳しい環境の中にあって多くの課題を抱えている。これらの諸課題改善の参考となるような中身の濃い事業を実施していきたい」と述べ、議題審議に対する

協力を求めた。

[議題]

事業実施状況について

事務局より、これまでに実施した講演会、研修会、施設見学会の概要について報告が行われた。



平成18年度事業実施計画（案）について

事務局から講演会についてA案（コストダウン・VE）とB案（経営管理）の2案が示され、協議の結果、A案の採用が決定した。

開催要領は次のとおり

▽日 時 10月中旬

午後1時30分から

▽場 所 建産連研修センター3階大ホール

▽テーマ コストダウン・VE

～入札制度における総合評価方式
とVE方式の取り組み事例～

▽講 師 大野春雄氏

（攻玉社工科短期大学 教授）

本講習では、多様な入札契約方式が実施される中で、一般的になってきた新技術提案型のVE方式と、これを包含する総合評価方式について解説する。コストダウンを期待するVE技術は、その適用方法の検討が重要で組織的なVE活動やVEスキルが必要。具体的な対応を理解するため、入札時VE、契約後VE、設計VEの提案状況と事例を確認していく。

施設見学会について

事務局より、各自治体の財政難から見学に値する施設が減少し、参加者も少なくなつて

きていることを理由に、16年度以降は中止している現状を説明、今年度についても同様の措置を行いたい旨を諮り、協議の結果、引き続き見学場所を探り、どうしても無い場合は中止することとした。

第109号編集とポスター・絵画コンクール募集について協議

広報委員会

7月26日正午から、建産連会館特別会議室で広報委員会が開催された。

議題

「建産連ニュース」第109号の発行について

このほど発行された7月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第110号の編集案について

10月に発行する第110号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。

「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて

事務局より第28回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集について、6月20日付けで県内の小・中学校長あてに依頼文を発送した旨を報告。



今後のスケジュールとしては、10月2日に応募を締切、10月初旬に2名の先生による審査を行った後、10月25日開催の広報委員会で承認を得ることなどが確認された。

その他

次回委員会開催日を10月25日とすることを決めて閉会した。

企業の進むべき選択肢を探る

第2回建設業経営講習会

当建連は7月20日午後2時から、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証㈱埼玉支店との共催により、平成18年度第2回目の建設業経営講習会を建連研修センター大ホールで開催、会員企業の経営者、経営幹部、経理責任者など約90名が受講した。

同日は、「建設投資額の減少に伴う企業経営対応策～企業の進むべき選択肢を幅広く考える～」をテーマに、建設経営研究所の滝口兼悟主任コンサルタントが、様々な手法や対応策を約2時間にわたって講演した。

滝口講師は、「ますます厳しくなる経営環境下、一部の建設企業においては世代交代の時期にもかかわらず、後継者不在が経営課題となっている企業もある。どう会社を存続させるか、従業員の雇用をどのように守るか、借入金への対応など様々な課題が山積している」とし、①業界環境と企業の進むべき選択肢 ②創業者利潤と従業員の生活を守るためにM&Aの活用 ③後継者不在をどう乗り切るか ④事例研究について解説を行った。



彩の国建設産業構造改善推進の集い開かれる

埼玉県建設産業構造改善推進協議会（会長・篠塚正行 県土整備部長）は9月13日午後1時30分から、「平成18年度彩の国建設産業構造改善推進の集い」を県民健康センターで開催、当建連加盟団体から約40人が参加した。

開会に先立ち挨拶に立った篠塚会長は、「今後、建設産業が活力と魅力ある産業として、健全な発展を遂げるためには、経営基盤のより一層の強化、新しい分野への参入による経営の多角化、企業間の連携などを進めることが肝要。行政側としても、技術と経営に優れた企業が成長するよう環境整備に努めていきたい」と述べ、本日の集いが建設産業構造改善の一助となることに期待した。

同日は、「小規模建設業の新分野進出の実態」について国民生活金融公庫総合研究所の鈴木正明主任研究員が講演したほか、福島県郡山市にある八光建設の宗像剛社長が「地域間の企業連携による材料供給、設計施工管理システム体制の構築」について講演を行った。



主催者あいさつをする篠塚会長

連載

その4

要すべき土木の人たち

市川正三

測量勉強会

土木の現場では、いつも測量が基本となります。

道路の中心杭（センター）や巾杭（用地買収口）の確認はもとより、ベンチマーク（基準高）からの高さの測りだしや丁張りなど全て測量から始まります。

着工前の工事写真の撮影なども、これらの作業をしてからでないとうまくいきません。完成写真との整合性が求められるからです。

特に、巾杭の確認は用地を買収した区域内で工事を行うのが建前なので重要です。

河川工事では、水の流れをあつかうので、高さの設定を間違えると大変なことになります。

ポールだけで、曲線設定を行う「土方カーブ」だって、やはり、測量行為には変わりありません。

こう考えてみると、土木の工事と測量とは、表裏一体のものです。

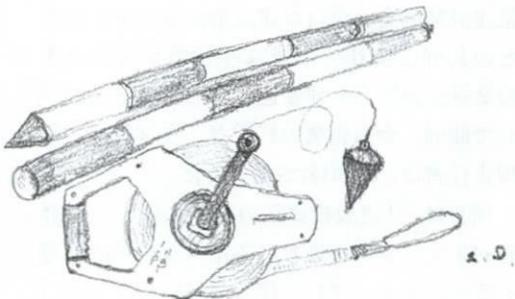
従って、今回も、前回の「丁張り」に引き続き、測量に関する話をとりあげたいと思います。

測量器械の異状

小鹿野バイパスの用地交渉を行っていた頃のことです。

当時、小鹿野に秩父土木事務所の出張所があり、時々、連絡のため、立ち寄りました。

この日も、土地所有者からの依頼で調べ物



があつたので、出張所に寄りますと、吉田町の現場で「丁張り」をかけて欲しいとの連絡が入っていました。

「今、用地交渉の途中なので、明日にしてもらえませんか」と、電話すると、

「しばらくぶりに、雨が上がったので、今日の内に丁張りをお願いしたいんですよ、そろそろ工事にかかるないと、工期に間に合わなくなりそうなんですよ」

提出された工程表（工事の進め方と日程を表した計画書）だと、とっくに、工事にかかるべきではない箇所だったので、再三、着工を促していたところだったのです。

「今、出先なので、測量道具を持ってきてないんです。それに、今晚行かなければならぬ土地所有者がいるんですよ」

「明日、また、雨が降ったらどうしようもねえだんべ、工期から雨の日差し引いてくれるんかさ、やっぱり、今日から丁張りかけねえと駄目じゃねえかなあ」

工期延期の口実にされて困るので
「レベル（水準測量の器械）など、そちらにあるんでしょうね」

「こちらで用意しておくから、早くきてくれねえかさ」

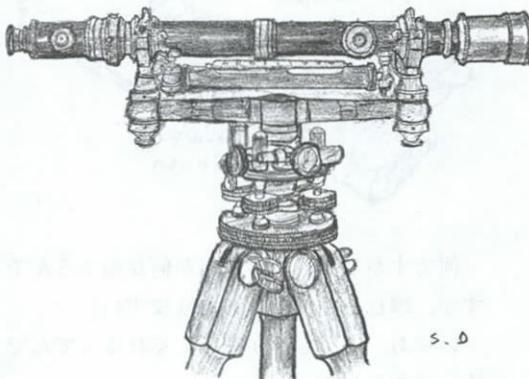
「では、現場の草刈りとベンチマーク（基準高の表示箇所）の確認はやっておいてください」と言って、しぶしぶ、出かけました。

現場に着くと、若い親方（現場責任者）と、二人の老人作業員が待っていました。

それより驚いたのは、年代物の水準儀（レベル）が用意してあったことです。

それは、大学での測量実習（使う道具は旧式のものが多い）以来のもので、懐かしいものでした。手でもって反転させる式の、筒が黒く、異様に長いやつであります。

収納されていた木箱も、傷だらけで、おまけに、蓋の留め金がなく、バタバタと開いたままという代物でした。



大学の実習で使った懐いレベル

「このレベル、大丈夫ですか？ 車に入れっぱなしで、ガタガタ乗り廻したんじゃないんでしょうね」

「車に積み込んだは、いつか、わからんけど多分大丈夫だ。」

「今まで、このレベルで丁張りかけてたのですか？」

「特に、問題はおきてはいねえが……と、やや、声が小さい。」

「じゃ、チェックしてみましょう」

杭を2本離して打って貰いました。さらに、

その杭の上に釘をうつてもらい、それを、この大学以来のレベルで測って見ました。

読み取った数字が何か変です。およそ、目測でおいた数字と大分違うからです。

測量は、この体で感じる「違和感」がとても大切なものです。

そこで、この器械を別の場所に移して、測って見ました。すると、とんでもない数字が出ました。

どこから測っても、この2本の杭の高さの差は同じでなければならないのに、70センチも食い違うからであります。



「ほんとに、このレベルで丁張りかけてたんですか？」

「まあ、丁張りかけは、役所の人気がやってくれたんで……」

「このレベルですか？」

「いや、役所の人は自分のレベルを持ってくるんで、これは使ったことはねえ」

「これ、狂ってますよ、オーバーホールしてるんですか？」

「オーバーホール？」

「測量器械は、定期的に専門業者に点検してもらわないと、駄目なんですよ」

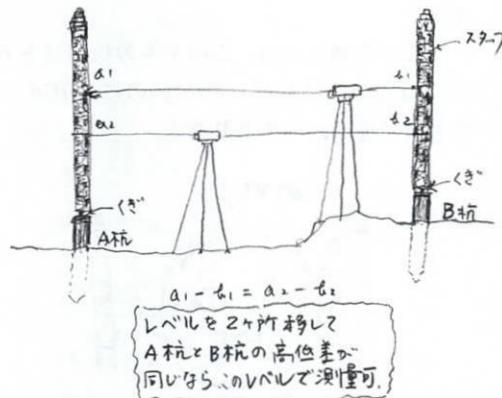
「車の中にじか置きすると、狂い易いんで、膝の上にのせて大事に運ぶ人もいるんですよ」

「監督さんが、用意しろって言うから、ようよう探して持って来たんだ、これで、適当にやってくんねえかさ」

「測量には、適当にやる方法は無いんです。収納木箱の中に小さなケースが入ってるでしょう。それを出してください」

とりあえず、このレベルを修正してみるとしました。「誤差」の半分をネジで調整しながら、測定を何回も行い、2本の杭の高さの差が一定になるようにしました。

この作業の間、私の指示に従って、親方と2人の老作業員がわけもわからず不思議そうな顔で、2本の杭の間を行ったり来たりしてくれました。



このレベルは、大学での実習で修正したことがあったので、思ったより簡単に直りました。

レベルがそれとなく直ったので、丁張りをかけました。調整で息が合っていたので、スムースに作業がはかどりました。

しかし、心配なので、各測点毎の丁張りと図面の横断面とが地形上合っているか、チェックをいたしました。また、天端（てんぱ；構造物の上部）の高さが一定の勾配になっているか目視で見通して見ました。素直な感じなので、ほっとして役所に帰りました。

ボロ市（掘り出しあるか）

翌朝が大変でした。

「市川君、さっきから大勢、庭で待ってるよ」と、上司の茂木工務課長と黒沢さん。

庭に行ってみると、なるほど、沢山の人達が手に手に測量道具を持って集まっているではありませんか。よく見ると、「干からびてブツブツに切れてしまった間縄」「脚の1本

が欠けた三脚」「切れたスチールテープ」などを持つてた人が見受けられました。

また、物置の奥から見つけ出してきたような、「真っ赤に錆びた測鎖（鉄製のチェーン）」「目盛りの摩耗してしまった箱尺（スタッフ）」「ホコリだらけの定規」などを布で拭いている人もおりました。



「何ですか？これ、ボロ市か何か始まるんですか、珍しそうなものもありますね」

「いやあ、市川さんが直してくれるってんで持ってきたんだ」

「何も、今日皆で持ってくることないんじゃないかもしれませんか」

「今日は10時から占用者の調整会議があるので、そのついでに、壊れた測量道具を修繕して貰えば手間が省けるんでねえかさ」

「こんなことでもねえと、役所へ來るのは面倒でな」

ポンコツ測量道具修繕業（開店できるか）

「何故？私が直さなければならないんですか」

「吉田町の赤石工務店のやまさんがよ、ポンコツのレベルを市川さんに直して貰ったって、

もっぱらの噂でよう」

「あれは、仕方が無いからやっただけで、いつも使ってる役所のレベルを持って行って、もう一度チェックしようと思ってるんですよ、測量器械は専門の業者に直してもらったものでないと信頼できないんですよ」

「でも、市川さんみてに、**ただ！**じゃやつてくれねえんじゃねえかさ、**ただ！**より安いものはねえからなあ」

「何言ってるんですか、商売道具じゃないですか。それにお金かけないでどうするんですか。私に切れたスチールテープ（鋼製の巻き尺）をどうやって直せって言うんですか。三脚だって、折れて無くなってる一本をどうしろって言うんですか。直せるわけないでしょう」と、あまりのことに声を荒げてしまいました。

「考えてみればそうだな。でも、役所には、それぞれ部品があって直せるんじゃねえかと思ってさあ」

「悪い所だけ、さっと、取り替えてくれるんじゃねえかなと思ってよ」

「この間縄を見てください。全部劣化してボロボロになってるじゃありませんか」

「麻袋から出したら、最初はしっかりしてたみていだが、そのうち、崩れるようにグズグズになったんだ」

「スタッフ（箱尺）だって、角が丸くなってるし、目盛りが読めないじゃないですか、どこを取り替えるんですか」

「そうだなあ、これはひどい、市川さんだつて、これは無理だんべな」

「まともかなと思ってたトランシット（水平角、鉛直角を測定する器械で目盛り盤の上に望遠鏡がついている）だって、十字線が切れちゃってるんだからなあ」

「今日、皆さんがお持ち頂いたものは、ほとんど使い物になりません。専門業者でも、修理が不可能です。その前に、測量器械や道具についての認識が心配です。皆さんに、大事

な現場を預けて良い仕事をしてもらわなければならぬからです。せっかくの機会ですので、ちょっと、勉強会をさせて頂けませんか」

測量勉強会（体で覚えた測量術）

皆に、車から現在使っているテープ（巻き尺）とポールを持って来もらいました。

最初に、役所のスチールテープで、誤差の設定（温度、張力10kg）を読み込み、可能な限り正確な30メートルを庭に設けました。

そこに、各自のテープをあててもらいました。

「こんなに伸びてると何だな」

「強く引っ張っても、まだ足りねえな」

「ちょっと、ゆるめる位が正確な数値だな」と、自分達のテープに相当な誤差があるのに、皆、びっくりしてました。

「普段、使ってる自分のテープの誤差を知つておくことは大切です。強く引っ張ると駄目な物、逆に強く引き気味の方が正確な物と色々あるんですよ、しかし、本能的には、後者の張り気味で、正確のやつが使い易いようです」

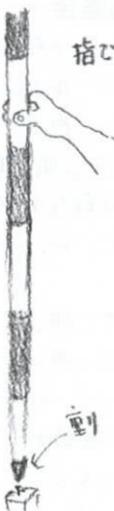
次に、ポールを真っ直ぐたてもらいました。しかし、簡単なようで、なかなかうまくたてられません。お互いのポールを見てゲラゲラ笑い合ってる者までいました。

「ポールには、先に重りがついてるんです。ほら、石突きの部分が鉄で出来てるでしょう。



真ん中よりやや上を指でつまんで持つのがコツです。そうすると、自然に垂直になるんです。そうやって、杭上の釘に先端をそつとのせるんです。その時、手首をやわらくすると良いようです」

10時までには、まだ時間があったので、私愛用のレベルとトランシットを据え付けてもらいました。これにもコツがいくつかあって、器械の左に立ち、下げ振りと水準器を見ながら三脚をセットするなど、私が体で覚えた事を手取り足取り教えました。皆、呑み込みが早くスムースにできるようになりました。叩きがあって、段差のあるところでも据えてもらいましたが、面白がって、どんどん、次々、簡単にやりとげました。さっきまで、あんなに四苦八苦していたのが、嘘のようでした。



自分の道具は大切に

(釣りでもゴルフでも名手の道具は手入れが凄い)

最後に、道具の手入れ方法、保管の仕方など具体的に実地にやってもらいました。

現場では、何でも良く知っていて、教えてくれる親方が私の話をそれは熱心にきいてくれたので、なにか、恩返しが出来たような気がいたしました。

皆、自分の持ち込んだ測量道具を片付けながら、ほとんどの人があきれておりました。そして、私の測量道具も格納してもらったのですが

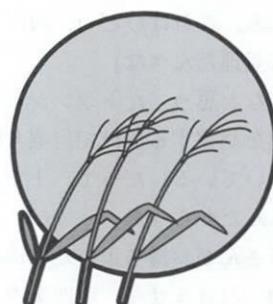
「使い込まれていて、新品のものよりしつくりくるなあ」

「手入れが良いんでたまげた、現場でひきずる間縄までピカピカだなあ」と、いいながら、

10時の会議へ向かいました。

なにはともあれ、自分の道具をほめられることほど嬉しいことはありません。

それ以来、現場に行きますと、最新鋭の測量機器が備えられていて、逆に、使い方を教えてもらう有様でした。また、「丁張り」の依頼もめっきり少なくなりました。



告知板

秩父みどりが丘工業団地について

埼玉県 企業局 分譲推進課

埼玉県企業局の工業団地分譲につきましては、おかげさまでとても好調な状況となっており、先日も嵐山花見台工業団地が分譲終了したため、残りはあと4団地となりました。

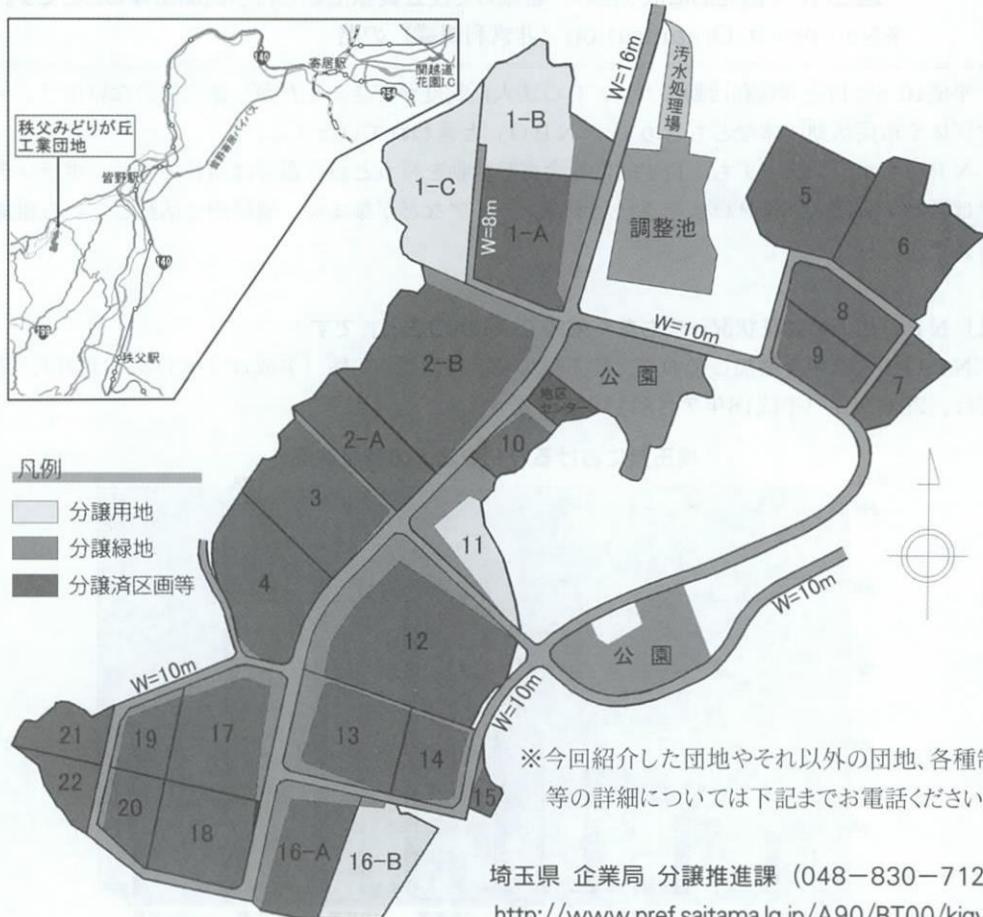
今回はそのうちの「秩父みどりが丘工業団地」について紹介いたします。

当団地の特徴は「価格の安さ」です。分譲価格は坪5万円台という安さで、しかもリースによる立地も可能です。月額リース料は坪90円前後と全国的に見ても破格の安さとなっております。

また、秩父は遠いと思っている方もおられるでしょうが、当団地から関越道花園ICまでは一般道でも1時間弱の距離です。既に開通している皆野寄居バイパスを含む西関東連絡道路の整備により、今後一層アクセスが向上します。

当団地も残りはわずか4区画、お早めにご連絡ください。よろしくお願いします。

◎秩父みどりが丘工業団地 分譲区画図



「埼玉県NPO基金」の 「団体希望寄附金制度」創設について

埼玉県 総務部 NPO活動推進課

埼玉県では、県民主体の地域づくりのために、県民の皆様の自主的、自発的な社会貢献活動であるNPO活動を活発にすることが、とても重要であると考えています。

「日本一のNPOが活動できる県づくり」を目標に掲げて、NPOの活動を促進するための様々な取組を行っていますが、その一つとして「埼玉県NPO基金」があります。基金の趣旨を御賛同いただき、この機会に寄附を通じての社会貢献をご検討いただきますようお願いします。

1. NPOとは

(1) NPOの定義

NPO：営利を目的とせず、保健医療福祉、環境保全、地域安全活動など様々な地域の課題に対して自発的に取り組み、継続して社会貢献活動を行う民間団体のことです。

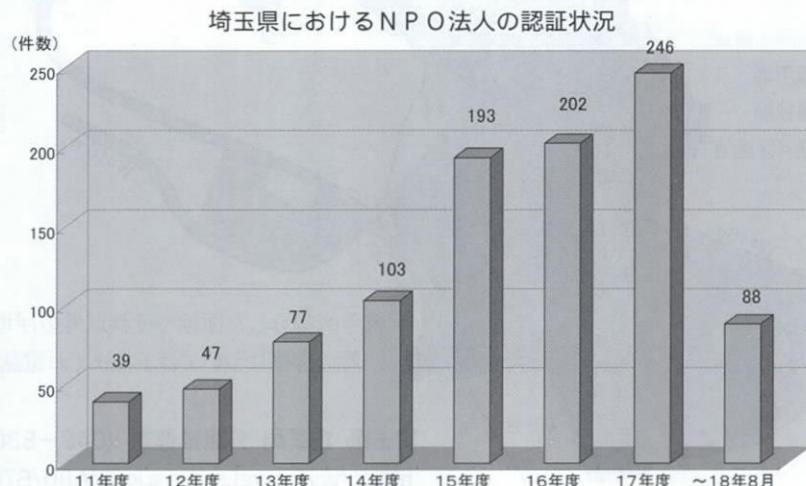
※Non-profit Organization（非営利組織）の略

平成10年に特定非営利活動法人（NPO法人）制度ができましたが、法人格のないボランティア団体や市民活動団体なども含めて、「NPO」と言われています。

NPOもボランティアも、自主的に社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは活動する個人、NPOはそうしたボランティアなどが集まり、継続的に活動している組織と言えます。

(2) NPO法人の認証状況～まもなく県内で「1,000法人」です！

NPO法人は年々増加しており、埼玉県の認証件数は962件（平成18年8月31日現在）、全国では、29,674件（平成18年7月31日現在）です。



(3) NPO法人の活動分野～17の活動分野があります

埼玉県が認証した特定非営利活動法人（962団体）の定款に記載された活動分野を集計したものです。1団体が定款に記載している平均分野数は4.31分野あります。

保健・医療又は福祉の増進を図る活動	599団体	①
社会教育の推進を図る活動	498	②
まちづくりの推進を図る活動	453	③
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	296	
環境の保全を図る活動	265	
災害救援活動	62	
地域安全活動	116	
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	169	
国際協力の活動	174	
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	121	
子どもの健全育成を図る活動	452	④
情報化社会の発展	86	
科学技術の振興	34	
経済活動の活性化	125	
職業能力の開発又は雇用機会の拡充	193	
消費者の保護	66	
団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	449	⑤

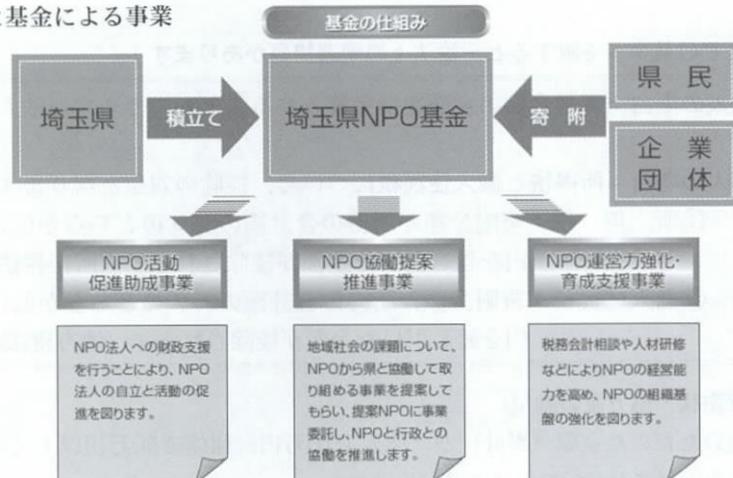
2. 埼玉県NPO基金とは

(1) 基金の概要

「埼玉県NPO基金」は、NPOの活動を支援し、行政との協働を推進するために平成16年4月に創設した基金です。基金は、県からの拠出金（1億円）と、県民の皆様、企業の方々からの寄附金を原資としています。

ア 基金 残 高（平成18年3月31日現在）	68,563,015円
イ 寄附金累計（平成16年4月～平成18年3月）	9,397,692円
＜内訳＞ 17年度寄附金	3,449,629円
16年度寄附金	5,948,063円

(2) 基金の仕組みと基金による事業



3. 埼玉県NPO基金への寄附について

(1) NPO基金への寄附～3つの寄附方法があります

①一般寄附（特に指定なし）

②分野希望寄附（「保健医療福祉」、「環境」など17分野のうちから活動分野を指定）

③団体希望寄附（次頁「基金登録団体」の中から、具体的な団体名を指定）

この中から、お好きな方法を選んで寄附いただけます。

(2) 寄附金の用途等

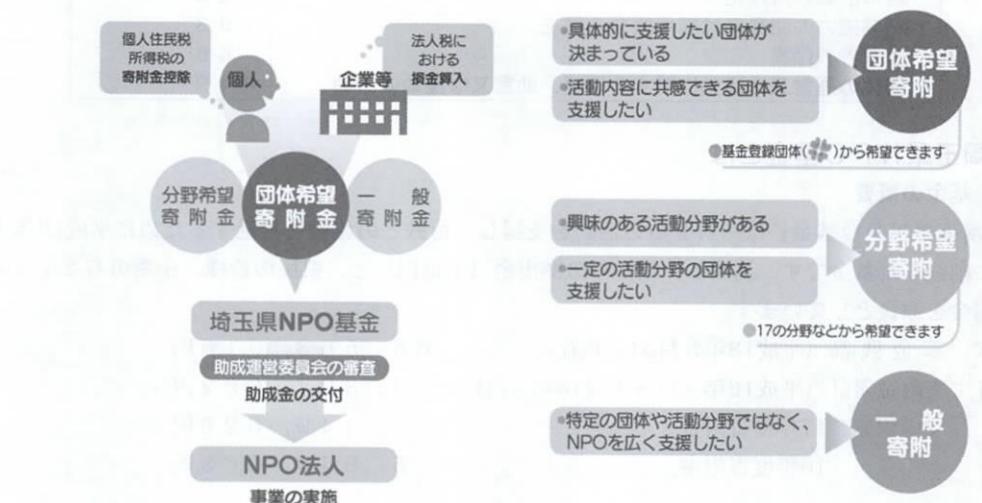
いただいた寄附金は、基金事業の実施に活用させていただきます。

団体希望寄附については、学識経験者等を委員とする助成運営委員会の審査を経て、団体の事業経費に対する助成金として交付します。

なお、寄附金の一部は、県全体のNPO支援の事業に活用させていただきます。

【寄附金がNPOに助成されるまで】

【基金への寄附の方法】



(3) NPO基金へ寄附すると～税法上の優遇措置があります！

●法人の場合：寄附金額の全額を損金算入することができます（法人税法37条）

●個人の場合：所得税と個人住民税について、控除の対象となります

①所得税：寄附金額か所得の合計額の30%のどちらか低い方の金額から5千円を差し引いた金額が控除されます（所得税法78条）

②個人住民税：寄附金額か所得の合計額の25%のどちらか低い方の金額から10万円を差し引いた金額が控除されます（地方税法34条及び314条の2）

(4) 感謝状・協力証の贈呈

寄附いただいた金額（累計）が、個人で10万円、団体で50万円以上になるときは、知事から感謝状を贈呈させていただきます。

(5) 団体希望寄附の対象となる基金登録団体（平成18年8月29日現在）

※基金登録団体は隨時更新していきますので、最新状況はホームページをご覧下さい。

主な活動分野	登録番号	団体名	主たる事務所の所在地
保健医療福祉	006	(特)正しい運身で転倒防止を進める会	入間市
	008	(特)障害者レクリエーション支援センター もーぶ	東松山市
	009	(特)ユーフォリア	戸田市
	011	(特)行田のぞみ園	行田市
	012	(特)上尾市身体障害者福祉会	上尾市
	014	(特)ポケットホットライン	北葛飾郡鷺宮町
	022	(特)医療・麻醉安全普及協会	所沢市
	024	(特)生活介護ネットワーク	さいたま市見沼区
	025	(特)KKKS	所沢市
	030	(特)結	越谷市
	031	(特)全国身体障害者 有望の会	戸田市
	032	(特)こすもす	加須市
	035	(特)埼玉音楽療法研究会愛音	新座市
	003	(特)黒浜沼周辺の自然を大切にする会	蓮田市
社会教育	004	(特)川島ネイチャークラブ	比企郡川島町
	016	(特)さいたま映像ボランティアの会	川口市
	026	(特)越谷市郷土研究会	越谷市
	033	(特)全国青少年健全育成協会 ゆうわ会	さいたま市見沼区
まちづくり	017	(特)すぎとSOHOクラブ	北葛飾郡杉戸町
	019	(特)ふれあいTAP	富士見市
	036	(特)NPO 菜の花エコプロジェクト埼玉	坂戸市
学術文化芸術スポーツ	002	(特)アート・コア・川口	川口市
環境保全	001	(特)環境ネットワーク埼玉	さいたま市大宮区
	007	(特)フリーマーケット主催団体協議会	さいたま市北区
	013	(特)コム山ざくら	さいたま市浦和区
	021	(特)埼玉森林ソポータークラブ	さいたま市浦和区
	034	(特)EEハーモニー	さいたま市見沼区
	N01	綾瀬川を愛する会	川口市
	N02	新方川をきれいにする会	越谷市
	N03	大宮河川愛護会	さいたま市見沼区
	N04	よみがえれ元荒川の会	蓮田市
災害救援	020	(特)埼玉県国民保護協力会	川越市
国際協力	015	(特)アジアを紡ぐ会	さいたま市浦和区
子どもの健全育成	010	(特)市民武道場 志陽館	川口市
	018	(特)みれっと	さいたま市大宮区
	023	(特)親子学 親と子の心を結ぶ絆づくりの会	入間市
	027	(特)菜の国みやしろ	南埼玉郡宮代町
	028	(特)地域人ネットワーク	さいたま市見沼区
職能開発・雇用拡充	029	(特)彩星学舎	さいたま市浦和区
	005	(特)海外人材情報センター	志木市

《埼玉県NPO基金に関するお問い合わせ》 リーフレット・振込用紙を送付します！

埼玉県総務部NPO活動推進課 048-830-2839

埼玉県NPO情報ステーション <http://www.saitamaken-npo.net/>

建産連 だより

○東日本建設業保証(株) 埼玉支店 電子入札用ICカードのご案内

当社の関連会社である日本電子認証(株)(NDN)では、業界初の有効期間「4年」のICカードの販売を開始しました。

従来よりも割安となっておりますので、初めてICカードを購入される方はもちろん、既にお持ちの方でも、次回購入の際には是非ご検討ください。

★推薦団体謝恩キャンペーン★

埼玉県建設産業団体連合会様の推薦を受けておりますNDNでは、会員の皆様への感謝の意を表し、有効期間「4年」のICカードをお申込みいただいた方に、ICカードリーダ(税込み10,500円)を無償提供しております。

当キャンペーンをご利用の際は、埼玉県建設産業団体連合会様より配付されます「ICカードリーダ無償提供券」をICカードのお申込み時にご提出ください。

※ICカードの申込書類は、NDNのホームページ(<http://www.ninsho.co.jp/aoisign>)から入手いただけます。詳しくは、当社埼玉支店(048-861-8885)までお問合せください。

○(社)埼玉県電業協会 「災害復旧対策講習会」の開催について

平成18年9月7日(木)建産連研修センター3階大ホールに会員である代表者と各社防災担当者の出席の下、「災害普及対策講習会」を開催しました。

昨年度、埼玉県と防災協定を締結し、その後、19課所と細目協定を結び、協会としての災害時実働マニュアルを作成し、非常時に備えてきたところです。

約1年経過し、ここで、マニュアルの全面見直しを行い、その内容の周知徹底及び会員の防災対策教育を兼ねて講習会を開催しました。

当日は、県消防防災課長様のご挨拶、同地震対策ご担当者から防災協定締結の経緯説明

を受けた後、県土整備部 県土づくり企画室のご担当者による「安全・安心のまちづくり」の講義を受けました。

第二部として行った「災害時実働マニュアル」の説明では、協会会員がどのように連携して災害時の支援活動を行うかを再確認しました。出席者はみな、熱心に耳を傾け、いざというときに向け気持ちを新たにしました。

○埼玉県電気工事工業組合 埼電工組大宮支部で安全パトロールを実施

埼玉県電気工事工業組合(小澤浩二理事長)の大宮支部は8月10日、さいたま市見沼区のフード・ガーデン七里店北側付近の七里3号電柱・臨時電灯撤去工事の作業現場において、「安全パトロール」を実施した。参加したメンバーは、浦和支部の柳満義支部長(安全パトロール班長)、大宮支部の菅原功支部長と福嶋敏副支部長の3氏。

冒頭、柳安全パトロール班長が「本年度から埼電工組は、安全を重視し、安全対策を強化するため各支部は年2回安全パトロールを開始することになりました。あわてず、おちついて作業手順どおり進めて頂きたい。」と挨拶した。また、作業開始前の打ち合わせで菅原支部長は、3人の工事作業者に「基本を忠実に守り、作業を進めて頂くとともに、安全を第一に日頃の訓練の成果を出して頂きたい。」と指示を出した。作業者は、安全パトロール班がチェックシートを手にし、真剣な眼差しで見守る中、安全に十分な配慮をしながら臨時電灯撤去工事作業を手際よくスムーズに行っていた。

工事が完了した後、柳安全パトロール班長が「作業手順どおりに工事が進められ、通行中の人々への安全確保の配慮も適切に行われ大変すばらしい出来栄えでした。」と臨時電灯撤去工事の講評を述べ、安全パトロールを終了した。

他の17支部も同じ要領で、経済産業省の主唱する電気使用安全月間の8月中旬に終了した。

○(財)埼玉県建築住宅安全協会 定期報告実務要領講習会開催のお知らせ

埼玉県内での建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度の概要をご理解いただくために、「定期報告実務要領講習会」を下記

により開催します。多数の方のご参加をお待ちしています。

会場は、両日とも建産連研修センター3階ホールです。また、聴講料はそれぞれ2,500円（消費税を含み、テキスト代は別）です。

なお、詳しいことについては、事務局に用意してあるご案内をご参照ください。

建築物 定期報告 実務要領講習会	平成18年11月14日(火) 午後1時から5時まで
建築設備 定期報告 実務要領講習会	平成18年11月15日(水) 午前10時から 午後5時まで

○埼玉県設備設計事務所協会 技術研修会を開催

当協会は9月28日、大宮ソニックスティ4階市民ホールにおいて「設備関連法改正と光熱水費削減事例の解説」に関する技術研修会を開催しました。

研修内容は、「設備関連法改正について」（栗木薫技術委員長）、「高等学校の光熱水費削減提案の解説」（クラフト設備設計 佐藤多津彦）、「現場で役立つ電力コスト削減のアイデア」（埼玉県都市整備部設備課 武智昭博主幹）について講演が行われ、省エネルギー、安全性、経済性などの理解を深めました。

□全国ネットの調査網による物価本

月刊 建設物価

設計・積算、資材・調達、契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

□土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

□建築と設備工事の情報誌

季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価29工種掲載。標準施工単価は68工種を掲載。2006年春号より改修工事が11工種になりました。

国土交通省土木工事積算基準の解説書

好評発売中

平成
18年度版

土木工事積算基準マニュアル

■B5判／約1,100ページ／定価9,660円(税込)

■18年度版の主な改訂内容：土木工事の積算例に、災害復旧工事と小規模根固護岸工事を追加しました。

平成18年度国土交通省土木工事積算基準に準拠

好評発売中

平成
18年度版

土木工事積算標準単価CD-ROM付

■B5判／約840ページ／定価7,035円(税込)

■18年度版の主な改訂内容：路側工（取外し）、落橋防止装置工、堤防除草工を追加。重建設機械の分解・組立の適用規格の見直し。機械損耗及び諸種費率を変更しました。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



<http://www.kensetu-navi.com/>
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル
☎(03)3663-8761㈹ FAX(03)3663-1397

連合会日誌

7月14日 埼玉県道路利用者会議通常総会（ブリランテ武藏野）に村松常務理事出席

7月19日 平成18年度埼玉県建設産業構造改善推進協議会総会（県民健康センター）に島村会長等出席

7月20日 建設業経営講習会

（社）埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証（株）埼玉支店との共催

「建設投資額の減少に伴う企業経営対応策」

（株）建設経営サービス 滝口 兼悟 氏

於：埼玉建産連研修センター 3階大ホール 受講者80名

7月21日 総務委員会

全国府県建産連会長会議の提出議題等について協議

7月26日 広報委員会

建産連ニュース第109号の発行、第110号編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール等について協議

8月25日 全国建産連総務委員会（建設業振興基金）に島村会長等出席

8月28日 研修指導委員会

平成18年度事業実施計画等について協議

9月13日 平成18年度彩の国建設産業構造改善推進の集い（県民健康センター）に出席

9月25日 埼玉県議会公明党議員団「意見交換会」（埼玉県議会）に須永専務理事、村松常務理事出席

9月28日 全国建産連正副会長会議・臨時総会及び全国府県建産連会長会議（シーホークホテル福岡）に村松常務理事出席

10月11日 自民党埼玉県連「団体要望ヒアリング」（自民党埼玉県連）に村松常務理事出席

10月13日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品審査実施（特別会議室）

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111

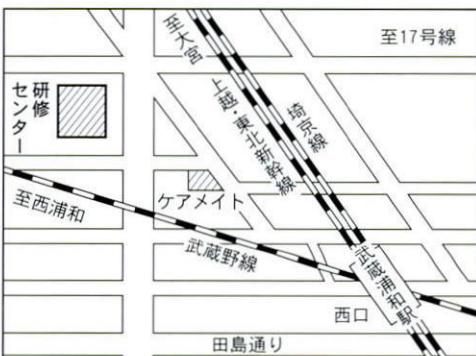
会長 島村治作

(平成18年10月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861) 5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	"	"	048(864) 0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 藤原 恒男	"	"	048(864) 6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 浪内 豊代	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861) 8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663) 0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855) 4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 渡辺 秀雄	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866) 4381
埼玉県建設大工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862) 9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	"	"	048(861) 8221
(社) 埼玉県建築土事務所協会	会長 豊田 昇	"	"	048(864) 9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	"	"	048(861) 2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	"	"	048(866) 1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	"	"	048(862) 2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	"	"	048(861) 9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 山田 欣一	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773) 8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866) 4311
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 ときわビル2階	330-0061	048(831) 9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 仲村 一夫	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854) 1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865) 0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白澤 芳正	"	"	048(864) 2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	"	"	048(864) 9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	"	"	048(866) 4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 浜田三千男	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642) 5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862) 8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882) 7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864) 1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838) 5636
(社) 日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844) 0111

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863) 3203
------------	---------	-----------------	----------	---------------



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第110号

平成18年10月15日発行

発 行 社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広 報 委 員 会

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号

電 話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印 刷 〒350-1123 川越市脇田本町25-14

六三四堂印刷株式会社

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月